

容量市場 長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度：2023年度）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
1	第1章 はじめに	4	2050年カーボンニュートラルの実現という国際社会へのコミットメントである長期脱炭素電源オークションの創設背景に照らし、「短期的な電力需給ひっ迫防止」を理由に、新設のLNG火力発電の追加投資を本オークションの一部として支援するのは、本末転倒であり、別の制度設計で行うべきである。10年後の脱炭素化が実現しなかった場合には単なる個別のペナルティーだけでなく、日本国としてG7の中で電力の脱炭素化を実現しない唯一の国となることを重く認識したうえで制度設計を行うべき	LNG火力発電の新設については、2022年11月24日の電力・ガス基本政策小委で、LNG火力を対象にした緊急の電源投資支援の募集量について、初回オークションから3年間で合計300～900万kWとすることを基本とし、安定供給に必要な十分な供給力を確保できるようにしつつ、脱炭素化に逆行しないよう必要最小限とすることとされており、その後、制度作業検討部会にて、非化石電源の導入拡大を前提としつつ、安定供給に万全を期す観点から、初回オークションから3年間で合計600万kW募集すること整理されております。 また、今回対象とするLNG火力は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、2050年までに脱炭素化することが大前提であり、その導入は非効率な火力の退出につながると見込まれることから、中長期的に脱炭素化を後押しするものと整理されております。
2	第2章 注意事項	7	2.(1)第三者に漏らしてはならない情報の範囲として「自社の応札情報を含み」と記載されているが、秘密情報の対象とされるべきは、応札価格を類推できるような情報であり、参加の事実の開示は本オークションの結果に影響を与えるものではないため、秘密情報から外していただきたい。理由としては、こちらから意図せずとも報道機関や投資家からオークション参加/不参加について問われることは十分想定され、その際に回答出来ないことは、情報開示姿勢を問われかねないため。	ご理解のとおりであることから、ご指摘を踏まえ「自社の応札価格情報を含み」に修正します。
3	第2章 注意事項	7	秘密情報を、事業者へのプロジェクトファイナンスの供与を予定する金融機関へ開示しても問題ない理解でよいか。	プロジェクトファイナンスの供与を予定する金融機関への開示は問題ありません。 その旨募集要綱にも反映します。
4	第2章 注意事項	7	「第三者（親会社、自己または親会社の役員および従業員、参加登録事業者に容量市場の参加に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザーは除く）に漏らしてはならず」とあるが、ファイナンスを検討する金融機関についても除外先の中に含めていただくことは可能か。	
5	第3章 募集概要	9	各種登録事項ごとに審査期間が設定されていますが、同期間において登録事項に不備若しくは指摘がある場合は修正プロセスが発生するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	第3章 募集概要	9	募集スケジュールは期間が区切られているが、10月16日～12月27日までに事業者情報の登録受付、電源等情報の登録受付、期待容量の登録受付が出来るようなスケジュールに調整頂きたいか確認させていただきたい。	参加登録においては、登録および審査の観点からそれぞれの期間を設けております。
7	第3章 募集概要	9	電源等情報や期待容量等の登録は応札の制度適用期間すべての年度の登録を行う理解でよいか。また同じ発電所内に複数の電源が存在し、メインオークションに参加する電源と長期脱炭素電源オークションに参加する電源がある場合、応札にあたっては応札容量で配分する理解でよいか。（応札にあたっては号機単位情報が記載された電源等情報（詳細情報）が紐づかない認識。）	本オークションの応札単位は、電源（ユニット・号機）単位毎となります。同じ発電所内に複数電源（ユニット・号機）がある場合においても電源（ユニット・号機）単位で本オークションに応札をお願いします。 電源情報の登録については、制度適用期間の毎年度ではなく、制度適用期間にわたって供給できるデータの登録をお願いします。 詳細については、今後公表予定の業務マニュアルをご確認をお願いします。
8	第3章 募集概要	9	事業者情報の登録について、落札後にSPCを設立をした後において、事業者コードの移管はできるのでしょうか。移管ができる場合、その具体的な方法をご教示いただきたいです。	SPC設立に伴う契約変更手続きは可能となります。具体的な方法は今後公表予定の業務マニュアルをご確認をお願いします。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
9	第3章 募集概要	9	電源等情報や事業計画書、ロードマップなどは、検討の進捗に伴って内容が変更される可能性がある。応札受付期間終了時までは、事務局等からコメントをいただく可能性があるため、事業者側で軽微な変更が発生した場合の修正が可能であることを確認したい。	参加登録については、事業者情報・電源等情報・期待容量とそれぞれの登録期間を設けておりますので原則、期間中の登録をお願いします。 なお、応札の受付期間終了後は、約定結果公表まで内容の変更は行えませんのでご注意ください。 また、約定結果公表以降に参加登録した内容やロードマップに変更が必要となった際は速やかに変更手続きをお願いします。
10	第3章 募集概要	9	プロジェクトファイナンスをつけて長期脱炭素電源オークションに応札する場合、どのタイミングでどのような書類が必要か。事業者登録の段階でレンダーのLOI（経済条件なし）、応札期間でLOI（経済条件あり）とし、応札価格にLOIに記載の経済条件を織り込むことで問題ないか。	電源等情報を登録する際に提出いただく「事業計画書」の1項目である「資金調達計画」に、レンダーと合意した事項を記載してください。
11	第3章 募集概要	9	容量市場メインオークションでは、電源情報登録のうえで期待容量を入力しなかったり、期待容量までを登録したうえで応札しないことも可能と認識しているが、脱炭素オークションについても同様と理解して良いか。	ご理解のとおりです。
12	第3章 募集概要	9	「事業者コード及びクライアント証明書の取得」とは何を意味するのか？	事業者コードは事業者名を特定する番号（コード）です。 容量市場システムでの事業者情報登録のために当該コードが必要となります。 クライアント証明書は、事業者が容量市場システムにアクセスするためには、事業者コード毎に必要な証明書となります。クライアント証明書を発行する認証局である三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社から「クライアント証明書」を購入し、容量市場システムへのアクセスを予定しているPCへインストールしてください。 「クライアント証明書」の取得手続きの詳細については、本機関のURLもあわせてご参照ください。 トップ> 広域機関システム（各種手続き）・計画提出> クライアント証明書の認証局 https://www.occto.or.jp/octosystem2/client_shoumeisho.html
13	第3章 募集概要	9	(3) 及び(4)にて電源等情報については「事業者情報の登録完了した事業者のみ登録」、期待容量については「電源等情報の登録が完了した事業者のみ登録」可能とあり、「各々の審査を通過した事業者のみ登録できる」と記載されていないことから、失格者はいないとの理解でよろしいか？	それぞれの登録完了については、事業者が登録後、本機関において審査を実施し、審査を通過した場合に登録完了となります。審査を通過しない場合は登録完了とはなりません。
14	第3章 募集概要	9	1. 募集スケジュール：約定結果の公表は、「応札の受付期間」終了から3ヶ月後の2024年4月30日頃となり、この日をもって容量確保契約の効力発生、すなわち供給力提供開始期限の起算日になるという理解で良いでしょうか。また、仮に2024年4月30日に約定公表となった場合、例えば太陽光（条例アセス未）の供給力提供開始期限は、5年後の日が属する年度の末日（契約約款p.10より）のため、2030年3月31日ということが良いでしょうか。	約定結果の公表については、応札の受付期間終了から3ヶ月を目途としておりますが、応札価格の監視状況等に応じて前後する可能性がございます。また、後段はご理解のとおりです。
15	第3章 募集概要	10	「(4)参加登録が可能な事業者 イ国内法人 ※落札後に速やかに国内法人を設立する前提でのコンソーシアム（事業計画書に記載した議決権保有割合の構成員を中心に構成されるものに限る。）を含みます。」と記載があるが、入札する事業者が落札後に100%子会社を設立し、設立された当該子会社が親会社が落札した事業を継承する場合については、親会社名で参加登録を行うこととして良いか。なお、その場合の契約名義変更手続きについては期限が規定されているか。	代表企業が応札することは可能ですので、親会社が代表企業として応札することは可能です。 契約名義変更については、確定次第速やかにご対応ください。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
16	第3章 募集概要	10	建設工事の前倒しによって、当初計画した供給力提供開始時期及び制度適用期間を前倒しすることは可能か。例えば当初計画では2028年5月に供給力提供開始月とした場合に制度適用期間は供給力適用開始年度の翌年度（＝2029年4月から20年間）からとなるが、工事の進捗によっては2028年1月に完工し供給力提供開始となった場合には制度適用期間を2028年4月から前倒しすることは可能か。	供給力提供開始時期及び制度適用期間を前倒しすることは可能です。 変更が確定した時点で、本機関へのご連絡および変更対応をお願いします。
17	第3章 募集概要	10	「供給力提供開始年度の翌年度を始期として…」とあるが、供給力提供開始が27年3月でも、27年4月から本制度適用という理解でよいか。	制度適用期間は、供給力提供開始年度の翌年度からとなるため、供給力提供開始が27年3月の場合は、27年4月が制度適用期間の開始月となります。
18	第3章 募集概要	10	提供力提供開始年度の翌年度を始期とするがあるが、提供開始年度は対象外ということか。	供給力提供開始年度は、本制度の制度適用期間ではありません。
19	第3章 募集概要	10	制度適用期間について、具体的にどんな場合や条件下で20年超が可能となるのか。	制度適用期間は、特段の条件は設定しておらず事業者のご判断により設定いただくことが可能です。
20	第3章 募集概要	10	第3章、2.募集内容(2)制度適用期間 制度適用期間は原則20年間であるが、20年以上を希望する場合、いつどのように希望し、どのように認められるのか。 または、原則20年を基本とし、20年経過後になって継続希望を申し出ることになるのか。当初から20年以上を申請できるものか。	電源等情報登録時に事業者にて制度適用期間を設定して頂き、電源等情報の審査期間にて審査します。
21	第3章 募集概要	10	第3章、2.募集内容(3)対象エリア 対象エリアは全国であるが、落札電源が地域によって偏りができることはないのか。 地域に関係なく、応札額だけで落札電源が決まるのか。	本制度では、現時点においてエリアごとに募集量を設定するのではなく、北海道から九州までの全エリアで一括の募集量を設定し、応札価格のみで落札電源を決定することとしておりますが、今後、必要に応じて、特定の電源種を特定のエリアで募集することを検討する等、制度の在り方については資源エネルギー庁における制度検討作業部会にて検討予定です。
22	第3章 募集概要	10	揚水式水力や蓄電池の募集量について、現時点の募集要綱においては地域性は評価されないものと理解しています。一方、揚水式水力のリプレースにより容量を維持していくことは重要ではありますが、特に九州、中国、東北など再生可能エネルギー発電設備の出力抑制が行われる地域において新たな蓄電設備の導入は促進されるべきであり、地域性の評価も必要ではないでしょうか。また、蓄電機能の必要性が高い地域に、追加的な蓄電容量が導入されるべきであるという観点から、揚水式水力と蓄電池の募集量は別々に設定すべきであると考えます。	
23	第3章 募集概要	10	発電事業者の届出は落札後で可とし、参加登録の時点で発電事業者の届出が完了していることは不要としていただきたいです。次の4とも関連しますが、複数の案件を応札することを企図しており、最終的に落札案件ごとにSPCを設立する予定であるところ、落札できなかった案件については、SPCが不要となるため、応札のタイミングで発電事業者の届出を行うのは、あまり生産的でないように思われるためです（届出を受け付けていただく方にも余計な手間をおかけしてしまうように思います）。	参加登録の対象については「電源を維持・運用しようとするもの」とし、参加登録が可能な事業者として要件としている「電気事業法第二十二条の三に定める電気供給事業者」については削除します。なお、参加登録の時点で、発電事業者の届出が完了している必要はありませんので、落札後に発電事業者の届出を行ってください。
24	第3章 募集概要	12	(5)参加登録が可能な事業者について、コンソーシアムの場合、代表企業以外は、アの要件（電気事業法第二十二条の三に定める電気供給事業者であること）を満たす必要はないとの理解で認識齟齬ない確認させていただきたい。	

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
25	第3章 募集概要	10	<p>募集量については「揚水式水力・蓄電池は合計で100万キロワットを募集量の上限とします」とのことですが、揚水式水力についてはリプレースでの参加が認められています。脱炭素電源の容量を確保し拡大していくことが重要となること、リプレース電源によって募集量が埋められてしまえば、脱炭素電源の長期的な確保、拡大には効果がないと考えられます。また、調整係数に関しても、7～8時間の蓄電時間が実現可能な揚水式水力と比べて、蓄電池については現時点では3～4時間が限度であります。調整係数の適用によって蓄電池が揚水式水力に比べて、応札において不利に働くことは明らかなです。さらに、事業期間についても、メーカー保証等を考えても蓄電池は最大20年程度であることに比べて、揚水式水力は40～60年超の事業期間設定が可能です。これによりkW/年あたりの応札価格が揚水式水力のリプレース案件に有利に働く（低い応札価格となる）こととなり、蓄電池が不利な条件となります。このように、蓄電池と揚水式水力が同じ蓄電機能を持つものとしても、蓄電池に不利に働く条件が多くある以上、少なくとも、揚水式水力と蓄電池の募集量は別々のものとして設定し、蓄電池の導入を促進する市場設計とすべきであると考えます。現在の市場設計は、蓄電池といった追加的な脱炭素電源の新設ではなく、揚水式水力のリプレース案件に大きく有利に働くこととなっているものと考えます。</p>	<p>資源エネルギー庁における制度検討作業部会の第十一次中間とりまとめにて整理されておりますとおり、本制度は、様々な電源種の脱炭素電源による競争制度であるため、原則として、募集量を電源種ごとに分けることは想定しておりません。</p> <p>ただし、蓄電池と揚水は、放電・発電のためには蓄電・ポンプアップが必要であり、供給力としての価値が限定的であることから、他の電源とは別途募集上限を設けることとしております。その上で、蓄電池と揚水については、両者は、いずれも調整力のある電源としてできる限り同じ土俵で競争できる環境を整備すべきであることから、募集上限を共通として整理されております。</p> <p>電源種ごとに募集量の上限を設定することについては、資源エネルギー庁における制度検討作業部会の第八次中間とりまとめにおいても、「2050年のエネルギーミックスが決まっていない中で電源種別に募集量を設定することは困難であることを踏まえ、将来の検討課題とし、入札を繰り返す中で、電源種に偏りが生じることが明らかになった場合や、2050年エネルギーミックスが策定された場合には、本制度措置の調達方式に反映することを検討することとした」としており、今後の検討課題とされております。</p>
26	第3章 募集概要	10	<p>案件ごとにプロジェクト会社（いわゆるSPC）を設立するケースにおいては、親会社で参加登録・応札を行い、落札後にSPCに権利義務（容量確保契約上の地位）を譲渡することを可としていただきたいです（コンソーシアムに限らず）。落札できた案件のみSPCを設立する形をとりたいためです。</p>	<p>事前に本機関の同意を得た場合は、落札電源の契約上の地位を第三者に譲渡又は承継することができます。</p>
27	第3章 募集概要	10	<p>本オークションには、他の事業者が所有する電源を入札することも可能だと認識しておりますが、その場合、電源の所有者が本オークションに入札することに合意したことがわかる書類の提出は必要でしょうか。</p> <p>メインオークション募集要綱では、「取次電源（他の事業者が所有する電源）」を入札する場合は、「容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類」の提出が求められているため、確認させていただけますでしょうか。</p>	<p>応札事業者と発電設備の所有者が異なる場合は、応札事業者と発電設備の所有者の関係を証する事業実施体制図を事業計画書の添付資料としてご提出ください。</p>
28	第3章 募集概要	10	<p>2.(4)A「※必ずしもその設備を所有することは必要とされておらず、電源の維持・運用業務について一義的な責任および権限を有していれば該当します。」とあるが、この「一義的な責任および権限」というのは必ずしも資本関係を求めるものではないと理解してよいか。資本関係のない電源所有者の電源を応札する際に提出が必要な書類があればご教示頂きたい。</p>	<p>応札事業者と発電設備の所有者が異なる場合は、事業計画書の提出時に、応札事業者と発電設備の所有者の関係を証する事業実施体制図を添付資料としてご提出ください。</p> <p>なお、応札事業者と発電設備の所有者の間には資本関係を求めるものではありません。</p>

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
29	第3章 募集概要	10	<p>【該当箇所】</p> <p>2. 募集内容（2） 制度適用期間</p> <p>【意見】</p> <p>制度適用期間については20年間を上限とし、20年未満の制度適用期間も容認いただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>①制度適用期間に上限が設けられていないことにより、過剰に長期間の契約となり、設備種別による優劣や国民負担の増加を招く懸念がある。②蓄電池については現時点で20年間運用された実績が少ないことから、20年間の運用にかかる運転維持費が見通しづらい。そのため、事業者が運転維持費を過剰に見込んで応札・落札することにより国民負担が増えることや今後必要性が高まる蓄電池による応札が少なくなることが懸念されるため、設備の設計耐用年数に応じた20年未満の適用期間も容認していただきたい。</p>	「20年よりも短期の適用期間」とすることについては、資源エネルギー庁における制度検討作業部会で「新設・リプレース案件で20年より短い期間とする必要性は疑問」、「長期稼働を促す観点、国民負担平準化の観点との兼ね合いも踏まえ、短期は慎重に検討すべき」等の慎重な意見があったことから、認められておりません。
30	第3章 募集概要	10	<p>2.（1）イ：LNG火力の新設・リプレース、3年間合計600万KWはアの400万KWとは全く別枠と理解してよいか？すなわち、既設火力・揚水・蓄電池合計200万KWをのぞくその他の電源200万KW（変動電源等）の中には、如何なる条件であれ、イ）LNG火力の新設・リプレースは含まれないことを確認ねがいたい</p>	ご理解のとおり、脱炭素電源の募集量とLNG専焼火力の新設・リプレースの募集量は別枠です。
31	第3章 募集概要	10	<p>（2）20年超の適用期間を希望可能となれば、一部の電源のように100年単位での操業も可能となるものがある一方、揚水のように、取り換え金額を含まないオーバーホールや制御盤は20～25年、発電機（固定子）や変圧器の工事は40年から50年と、リプレースのScopeによって適用期間が異なるにもかかわらず、60年も100年も操業可能と提案された場合には、全電源混合のマルチプライスオークションがAPPLE to APPLEで比較されず、投資予見性を損なわせ公平に競争できない恐れあり。各電源毎に固定費に含まれる維持管理費用、リプレース費用の基本Scopeを明記のうえ、各電源毎の適用期間を設定するべきではないか？</p>	本制度は、様々な電源種の脱炭素電源による競争制度であるため、原則として、制度適用期間を電源種ごとに分けることは想定しておりません。
32	第3章 募集概要	10	<p>電源の維持・運用業務について一義的責任を有するものとは、電気事業法に基づき、必要な届け出、登録、供給計画の報告、電気主任技師による定期点検など一連の義務を行う事業者であれば特定卸供給者（アグリゲーター）も含まれるとの理解でよいか？</p>	<p>電源の維持・運用および特定供給については、電気事業法により、以下のとおり定められているため、特定卸供給者は、対象外となります。</p> <p>電気事業法第二条抜粋</p> <p>十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電等用電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電し、又は放電する事業であつて、その事業の用に供する発電等用電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。</p> <p>十五の二 特定卸供給 発電等用電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対して発電又は放電を指示する方法その他の経済産業省令で定める方法により電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く。）から集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気として供給することをいう。</p>
33	第3章 募集概要	10	<p>2.(4)イ※記載の「事業計画書に記載した議決権保有割合の構成員を中心に構成されるものに限る」とあるが、当該落札電源の市場運営に支障を来さないと事業者側で合理的に説明できる範囲においては、事業計画に記載した構成員や議決権保有割合を変更することは可能であるという理解で良いか。</p>	<p>事業計画書については、事業の実施能力や事業継続の確実性について確認致しますので、事業計画書提出時の確度の高い情報について登録いただくこととしており、出資比率や構成員の変更なった場合においての変更反映は不要です。</p> <p>事業計画書提出後にコンソーシアムの構成員を追加・変更することは可能です。</p>

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
34	第3章 募集概要	10	2.(4)イ※記載の「事業計画書に記載した議決権保有割合の構成員を中心に構成されるものに限る」とあるが、下記2件の変更は可能か。 ・ 落札後から本制度適用期間のうちに自社グループ会社間で持分譲渡（例えば、グループ内の別会社が保有する）がなされ、事業計画に記載した構成員や議決件保有割合を変更すること。 ・ 資本調達コストの抑制と発電コスト低減の観点から、落札後から本制度適用期間のうちに第三者への一部持分譲渡がなされ、事業計画に記載した構成員やその議決兼保有割合を変更すること。	
35	第3章 募集概要	10,28	(4) 参加登録が可能な事業者 1法人（SPC）で複数電源を電源毎に応札し、落札後に電源毎にSPCを新設し、各SPCに権利を譲渡することは可能でしょうか。	ご理解のとおり可能です。
36	第3章 募集概要	11	アンモニアを混焼する石炭火力発電所の新設・リプレース・改修を想定した質問になります。要綱P11のA,C箇所やP13の※3にて、水素・アンモニア混焼火力の新設・リプレース・改修について、本制度の対象になるかの記述があり、おそらく、アンモニアを混焼する石炭火力発電所の新設・リプレースは本制度の対象外であり、アンモニアを混焼する石炭火力発電所の改修はP11のCの条件を満たせば本制度の対象という理解ですが合っていますでしょうか。確認させていただきますと幸いです。	ご理解のとおりです。
37	第3章 募集概要	11	「※制度適用期間は全電源共通で20年を原則としつつ、20年よりも長期の適用期間（1年単位）を希望することも可能です。」とありますが、より長期の期間を希望した場合であっても、落札電源は入札価格のみに基づいて決定されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	第3章 募集概要	11	脱炭素電源のA, bの火力電源で、LNGに限定されているように見えますが、都市ガスの大型火力もあることから、都市ガスも含めることとさせていただきますでしょうか。	LNG火力電源に都市ガスも含めることとします。
39	第3章 募集概要	11	(5) に応札可能な電源として、「応札時点で供給力提供開始前」の電源とされていますが、応札時点での定められた内容の工事発注や工事着手については、供給力提供開始さえしていなければ不問ということでしょうか。	本オークションの対象となる電源は、今後、設備投資が必要であり、応札時点で供給力提供開始前とするため、工事発注や工事着手している場合においても、更なる設備投資が必要であり、供給力の提供が開始されていなければ、本オークションの対象となり得ます。
40	第3章 募集概要	11	意見：制度適用期間開始時期を早めていただきたい 理由：入札から運開まで期間をあくほど物価変動リスクにさらされ、入札時の事業計画を維持できない可能性が高まるため。2026年度に運開可能であれば2026年度からの制度適用開始とさせていただきます	本オークションの実運用においては、システムの構築が必要であるため、本制度の導入直後（2023年度～2025年度オークション）に落札した電源の制度適用期間は、早くとも2027年度以降とし、それよりも早期に供給力の提供を開始する案件は、現行容量市場（追加オークション）に参加できることとされております。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
41	第3章 募集概要	11~12	<p>【該当箇所】</p> <p>2. 募集内容 (5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等</p> <p>【意見・理由】</p> <p>太陽光・陸上風力、蓄電池等において、長期脱炭素電源オークションの最低入札容量がそれぞれ10万kW、1万kWとなっているが、開発適地の減少等を勘案すると、当該電源において入札要件を満たすことは困難なケースも考えられるため、最低入札容量の下方修正、または複数の発電所での同時落札条件付き入札等の導入を検討いただきたい。</p>	<p>本制度措置は、巨額の初期投資の回収に対して長期的な収入の予見可能性を付与するものであり、初期投資額を含む入札価格の監視や、運転開始後の他市場収益の還付手続きなど、現行容量市場以上に制度の運用コストが一定程度必要になります。</p> <p>また、本制度は、容量市場の一部との位置づけであり、特別な支援制度であることに鑑みれば、現行容量市場よりも対象を限定することが適切であり、巨額の初期投資を伴うことが想定され、かつ、需給上の影響が大きい一定規模以上の案件に限定することが適切と整理されております。</p> <p>このため、揚水・蓄電池以外の新設・リプレース案件の最低入札容量は、10万kW、既設火力のアンモニア・水素混焼にするための改修案件の最低入札容量は5万kW、揚水・蓄電池の新設・リプレース案件の最低入札容量は1万kWとすることが適切と整理されております。</p> <p>なお、太陽光、陸上風力の新設・リプレース案件については、同一場所の発電所における別の案件と同時落札条件付きの入札を行うことで、合計10万kW以上となる場合も可能としております。</p>
42	第3章 募集概要	11	(5)ア：供給力提供開始前の電源（安定・変動）が対象である応札時点とは、2024年1月23日という理解でよいのか？SIIや東京都の令和4年度、5年度の補助金により既に工事着工済（但し、運転開始前）電源は対象外と理解してよいのか？（補助金との二重支援となるため）	<p>応札時点で供給力提供開始前の安定電源・変動電源が本制度の対象となりますので、工事着工済みであっても、今後、設備投資が必要であり、応札時点で供給力提供開始前であれば対象となり得ます。</p> <p>応札時点とは、2024年1月23日～30日の間に事業者が応札を行う時点です。</p> <p>補助金の対象案件は本制度の対象外ではありませんが、補助金を受けた分は、二重支援となることを防止するため、応札価格の各費用の算定時に控除して算定するようにしてください。</p>
43	様式2 事業計画書	2	※10 SIIの令和4年、5年度の補助金対象案件で2024年1月23日までに蓄電池の据え付けが完了しているものは対象外と理解してよいのか	
44	第3章 募集概要	12	(5)参加登録が可能な事業者について、現在コンソーシアムのメンバー候補企業と協議しているが、電源等情報（事業計画書）の登録または応札までに当該企業で機関決定できない可能性がある。一旦、代表企業が応札させて頂き、落札後に当該企業を構成員として加えることを許容頂けるか確認させていただきたい。	<p>事業計画書については、事業の実施能力や事業継続の確実性について確認致しますので、事業計画書提出時の確度の高い情報について登録いただくこととしており、出資比率や構成員が変更となった場合においての変更反映は不要です。</p> <p>事業計画書提出後にコンソーシアムの構成員を追加・変更することは可能です。</p>
45	第4章 参加登録	17	落札後、事業者情報で登録したコンソーシアムの構成員や企業数を変更できるのでしょうか。	
46	第4章 参加登録	18	3.電源等情報の登録 (3)に「事業計画書は様式2に沿って作成し、電源等情報の登録受付期間中に提出してください。事業計画書において「未定」の部分がある等、事業の実施能力や事業継続の確実性が認められない場合には、応札が認められない場合があります」とあるが、応札は24年1月期限であり、応札直前までコスト等の詳細検討を行うため、電源等情報の登録期限である11月8日時点で記載した情報から変更が生じることがありえる。例えば、「資金調達計画」の「総調達予定額」など。具体的に、「事業の実施能力や事業継続の確実性が認められない」と判断され、変更や未定が認められない項目を明示いただきたい。	
47	様式2 事業計画書	別紙1	事業計画書の記載事項のうち代表企業の出資比率、議決権保有割合や構成員について、落札後の変更は可能という理解でよろしいでしょうか。 その場合、本機関の事前承認のプロセスは不要という理解でよろしいでしょうか。柔軟な資金調達の検討は入札価格低減につながると考えられるため、変更を認めていただければと存じます。	

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
48	第3章 募集概要	12	<p>第3章、2.募集内容</p> <p>「揚水式・蓄電池」、「既設火力の改修」の電源に上限容量を設ける理由は何か。</p> <p>なぜ「太陽光」は10MW以上の設置条件を規定しているのか。数字の根拠、上限・下限を設けている理由がよくわかりません。</p>	<p>資源エネルギー庁における制度検討作業部会にて以下のとおり整理されております。</p> <p>揚水と蓄電池は、供給力としての価値が限定的であることおよび、既設火力の改修は、必ずしも短期的な供給力の増加に寄与しないことからそれぞれ上限容量を設けられております。</p> <p>詳細については、資源エネルギー庁における制度検討作業部会第十一次中間とりまとめにてご確認をお願いします。</p> <p>また、本制度では、初期投資額を含む入札価格の監視や、運転開始後の他市場収益の還付手続きなど、現行容量市場以上に制度の運用コストが一定程度必要になること等を踏まえ、現行容量市場よりも対象を限定することが適切であり、巨額の初期投資を伴うことが想定され、かつ、需給上の影響が大きい一定規模以上の案件に限定することが適切であることから、太陽光等の脱炭素電源（蓄電池・揚水を除く。）の新設リプレース案件の最低入札容量を10万kWとしております。</p>
49	第3章 募集概要	12	<p>蓄電池の電源等要件において、送電端設備容量ベース、発電可能時間3時間以上が求められております。運用していく中で、蓄電池容量の劣化が想定以上に進み、制度適用期間中に送電端設備容量ベースで発電可能時間3時間以上が確保できない状況となった場合、どのようなペナルティがありますでしょうか。例えば、応札容量までは劣化せず、リクワイアメント上のペナルティは発生しない場合でも、送電端設備容量ベースで発電可能時間が3時間未満となったことにより、なんらかのペナルティが発生しますでしょうか。</p>	<p>リクワイアメント未達成となった場合には、当該リクワイアメントに係るペナルティが科されます。例えば、発電余力の卸電力取引所等への入札のリクワイアメントについて、発電可能時間3時間の蓄電池であれば、1日に3時間のコマの売り入札を行っていない場合には、経済的ペナルティが発生します。</p>

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
50	第3章 募集概要	12	<p>(5) 参加登録が可能な事業者については、多様な事業者が脱炭素電源への新規投資を促進するべく、登録する事業者の権利をコンソーシアム（登録する事業者は業務委託を想定）の場合でも地位の権利譲渡が許容頂けるか確認させていただきたい。容量市場のメインオークションは、毎年度開催され、4年後の1年間のみを供給力の提供期間とするのとは異なり、長期脱炭素電源オークションの、供給力提供期間は、原則20年間となっています。</p> <p>長期の事業においては、どのような事象が生じるかは不確実な点があり、事業を譲渡することもありうる。事業者の事業の予見可能性を確保する観点からは、どのような場合に広域機関からの同意を得られるのか、得られないのか、ということを確認しておく必要性はより一層高いと考えられます。</p> <p>また、長期脱炭素電源オークションは、入札価格のみの勝負であり、総合評価方式ではないことから、入札参加資格を満たしている限りは、第三者に契約上の地位を譲渡しても、入札制とした趣旨を没却するものではないと考えられますし、本制度は、供給力の提供に対して対価を支払う制度であることからすれば、事業の実施主体が変わっても供給力の提供が継続されることが重要と思われます。加えて、同様に原則20年間を買取期間とするFIT/FIP制度の事業計画認定においては、契約上の地位の譲渡は変更認定が必要な事由となっているものの、実務上は、契約上の地位の譲渡を証する書類その他のFIT/FIP制度に照らして必要な書類が提出されれば（henkou_seirihyou.pdf (meti.go.jp)）、変更認定が行われているところと理解しており、この点で事業の予見可能性が一定程度確保されているところと理解しております。このような点を踏まえると、長期脱炭素電源オークションにおいても、承継先の事業者が入札参加資格は具備していることを前提として、当該地位の譲渡を証する書類が提出されれば、基本的には、契約上の地位の譲渡を認めるべきと考えられるところと考えます。</p>	<p>地位の権利譲渡については、長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款第32条にて規定されているとおり、契約上の地位等を譲渡又は継承する場合、事前に本機関の同意を得る必要があります。</p> <p>地位の権利譲渡については、本機関にて個別に確認させていただきます。</p>
51	第3章 募集概要	12	<p>「調整式、貯水式および流込式の水力電源を、揚水式へと改造する場合については、期待容量が改造前と比較して1万キロワット以上大きくなる場合のみ、揚水機の新設に該当。」とあるが、「期待容量が改造前と比較して」の要件なく改造後1万キロワット以上で問題ないのではないか。</p>	<p>調整式、貯水式および流込式の水力電源を、揚水式へと改造する場合については、脱炭素電源の供給力価値が大きくなるのが条件として考えられるため、期待容量が改造前と比較して1万キロワット以上大きくなる場合は参加対象という要件を設けております。</p>
52	第3章 募集概要	12	<p>蓄電池の電源等要件の一つとして「発電可能時間3時間以上」との記載があるが、1日の充放電のサイクル数に関する要件は無く、容量提供時に連続した6コマ（3時間分）以上にて一定の容量を提供する能力を有し、かつ当該能力を制度適用期間に渡って提供できれば良いとの理解で良いか。もしくは充放電のサイクル数等に関する要件が存在するのか、蓄電池に求められるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティとの関係性含めて明示願いたい。</p>	<p>揚水・蓄電池の電源等要件の一つとして「本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が1万キロワット以上（本オークションに参加可能な設備容量（送電端）で1日1回以上3時間以上の運転継続が可能な能力を有すること）」が求められますので、募集要綱にその旨明確化させていただきます。</p> <p>また、リクワイアメント・ペナルティの詳細については、今後公表予定の業務マニュアルにてご確認をお願いします。</p>
53	第3章 募集概要	12	<p>蓄電池の電源等要件の一つとして「発電可能時間3時間以上」との記載があるが、充電に関する要件は存在しないとの理解で良いか。</p>	<p>本オークションにおいて、蓄電池の充電に関する要件はありません。</p>

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
54	第3章 募集概要	12	蓄電池の電源等要件の一つとして「発電可能時間3時間以上」との記載があるが、本要件は参加登録もしくは応札のプロセスにおいて審査されるのか。審査される場合、審査のタイミングや方法（必要書類など）を明示願いたい。	蓄電池の電源等要件については、電源等情報登録時および期待容量登録時に審査します。 審査のタイミングは以下のスケジュールのとおりです。また、必要書類については、期待容量算定諸元一覧をご提出いただけます。 (参考：募集要綱より) 2023年10月24日(火)～2023年11月08日(水) 電源等情報の登録受付期間 2023年10月24日(火)～2023年11月30日(木) 電源等情報の審査期間 2023年12月01日(金)～2023年12月12日(火) 期待容量の登録受付期間 2023年12月01日(金)～2023年12月27日(水) 期待容量の審査期間
55	第3章 募集概要	12	(5)ア①の電源等要件に「～送電端設備容量が1万キロワット以上（送電端設備容量ベース、発電可能時間3時間以上）で安定的な供給力を提供するもの。」とあるが、20年に渡り1万キロワット以上で発電可能時間3時間を保つ必要があるという理解で良いでしょうか。それとも設置初年度に1万キロワット以上で発電可能時間3時間の条件を満たしていれば良いという理解でしょうか。	制度適用期間において、電源等要件を満足することが求められます。
56	第3章 募集概要	12	(5)ア①の電源等要件に「～送電端設備容量が1万キロワット以上（送電端設備容量ベース、発電可能時間3時間以上）で安定的な供給力を提供するもの。」とあるが、本オークションに申し込んだ送電端設備容量を20年間維持する必要があるという理解で良いでしょうか。例えば、2万kWで申し込んだ場合、20年後も2万kWの送電端設備容量で発電可能時間3時間を保つ必要があるのでしょうか。	制度適用期間において、電源等要件および電源等情報登録値を満足することが求められます。
57	第3章 募集概要	12	蓄電池における応札容量について 応札容量の定義は下記の通りの認識でよいか。 ①送電端設備容量が1万kW以上かつ送電端設備容量を3時間以上を20年間にわたり維持できる電池容量を保有すること。（もしくは途中で電池の積み増しをおこない20年にわたり維持できる容量であること。） ②①の条件を満たす送電端設備容量に調整係数をかけた容量以下の範囲の容量で応札者は応札容量を決定する。 ※自家消費分については、蓄電池の場合、蓄電池内にためた電気を使用する場合は、考慮する必要がない。	本制度に参加する蓄電池は、蓄電池の新設・リプレースに該当し、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が1万キロワット以上（本オークションに参加可能な設備容量（送電端）で1日1回以上3時間以上の運転継続が可能な能力を有すること）が電源等の要件となります。 なお、上記要件は原則20年の制度適用期間においてリクワイアメントとして課されます。要件を満たすために、制度適用期間中にメンテナンスやモジュール更新等を行うことに関する制約はございません。
58	第3章 募集概要	12	蓄電池の「放電可能時間3時間以上」について、 ①これは送電端設備容量ベース、もしくは期待容量ベースのどちらか。例えば、蓄電池の定格出力100MW・期待容量50MWで放電可能容量が200MWhの場合、期待容量に対し放電可能時間が4時間あるため期待容量は適正であるという理解でよいか。 ②制度適用期間にわたり3時間以上放電可能であることを維持し続ける必要があるとの理解でよいか。また、それを達成する方法については特段の制約はないとの理解でよいか。（設置当初に多めにモジュールを設置する、相当期間経過後に劣化したモジュールを入れ替える等の維持する手法は入札者側で検討）	

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
59	第3章 募集概要	12,13	<p>P13 ※7において「も該当」とあるが、※1や※9の記載ぶりと同様に、「が該当」に修正すべきではないか。</p> <p>P12 ※1において、「また、調整式、貯水式および流込式の水力電源を、揚水式へと改造する場合については、期待容量が改造前と比較して1万キロワット以上大きくなる場合のみ、揚水式の新設に該当」とあるが、本部分は揚水式について述べられているため※7に記載すべきではないか。</p>	ご指摘のとおり修正いたします。
60	第3章 募集概要	13	<p>(5) 登録可能な電源等の『※8：「蓄電池」と「蓄電池以外の電源種」を同一場所に併設する場合には、「蓄電池」と「蓄電池以外の電源種」とともに本オークションの対象外。』については、意図や具体的な事例をお示しいただきたい。蓄電池併設の自然変動電源についても本オークションの対象外という理解か。</p>	<p>資源エネルギー庁における制度検討作業部会 第十一次中間とりまとめで整理されたとおり、1の発電場所の中で、他の電源種と併設して蓄電池を設置する場合、蓄電池は「他の電源種が発電した電気」と「系統から順潮する電気」を蓄電することになります。</p> <p>この場合、「他の電源種」と「蓄電池」のそれぞれが容量市場（メインオークション、追加オークション）又は本制度に参加することが想定されますが、「他の電源種」と「蓄電池」のそれぞれのリクワイアメントの達成状況の確認を行うためには、計量の在り方など一定の整理が必要となります。</p> <p>再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会においても、FIT・FIP認定を受けた再エネ発電設備併設蓄電池の扱いについて議論されており、蓄電池から放電された電力量から再エネ発電設備由来の電力量を区別する方法について、検討が行われているところです。</p> <p>このため、現状では、他の電源種に蓄電池を併設する場合には、「他の電源種」と「蓄電池」ともに本制度に参加することは認めないこととし、今後、計量の在り方などの整理ができた場合に、認めることとしたいと考えております。なお、「揚水」についても同様であることから、「揚水」と「揚水以外の電源種」とを併設する場合についても、同様の扱いとします。</p>
61	第3章 募集概要	13	<p>揚水式水力のリプレースについて、募集要綱では「水車および発電機、変圧器、遮断器その他の電気設備の全部」とありますが、この意味するところとしては水車、発電機、変圧器、遮断機、その他の電気設備の全部を交換することを意味しているのか、あるいは水車の交換、変圧器の交換のみでも認められるのでしょうか。仮の例として、1GWの期待容量がある揚水式水力が主変圧器のみを交換することでリプレースとして認められるとするならば、リプレースに係るコストは、新設の容量を追加する場合（新設の揚水式水力や蓄電池）と比較して非常に小さくなり、このリプレースのみによって1GWの募集容量を占めてしまうことになりかねず、電力システムに追加的な脱炭素電源の容量を確保することにはならないものと考えます。また、仮に一部設備の改修のみによって揚水式水力のリプレースが認められる場合、応札価格が、揚水式水力や蓄電池の新設設備と比して非常に低価格になる可能性があるため、揚水式水力のリプレースの場合に、上限価格以外に最低価格が指定されないのかについても確認させていただきたい。</p>	<p>「水車および発電機、変圧器、遮断器その他の電気設備の全部・・・」の記載のとおり、該当する設備全ての新設もしくは更新が必要となります。</p> <p>なお、本制度では上限価格以外に最低価格は設定していません。</p>
62	第3章 募集概要	13	<p>P13 ※3において「CCS」とあるが、本制度は脱炭素電源を対象としているため、「CCS」は「CCS付火力」とすべきではないか。</p>	ご意見のとおり修正いたします。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
63	第3章 募集概要	13	送電端容量が10万キロワット以上必要との規定ですが、接続検討書類に記載の送電端設備容量でよろしいでしょうか。ガスタービンは気温上昇による出力減が大きいため、明確化が必要と考えました。	電源等要件に記載の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）は、当該電源の所内消費電力および自家消費のために必要な容量、自己託送および特定供給のために必要な容量並びに特定送配電事業者が利用するために必要な容量およびFIT/FIP容量、その他本オークションの対象外となる容量を控除した容量となりますので、接続検討回答書に記載の設備容量（送電端）と異なる場合があります。
64	第3章 募集概要	13	電源等要件D.に記載の「送電端設備容量」は発電電力から所内電力を差し引いた値で、「受電地点における送電系統への送電電力の最大値」の理解でよろしいか。	また、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）には、ガスタービン等の気温上昇による出力減少分は見込みません。
65	第3章 募集概要	13	「水力発電（ただし、揚水式に限る。）のリプレース」の要件について、「発電機（固定子）の更新」は固定子枠を含めた全部更新でなければ認められないという認識でよいでしょうか。	水力電源（ただし、揚水式に限る。）のリプレースは、「水車および発電機、変圧器、遮断器その他の電気設備の全部並びに水圧管路の全部若しくは一部のみを新設し、又は更新するもの」や「オーバーホール（水車および発電機を全て分解し、各部品の点検、手入れ、取替えや修理）を行う場合であって、主要な設備（発電機（固定子）、主要変圧器、制御盤）の全部を更新するもの」と整理されておりますので、発電機の更新は固定子枠を含めた全部の更新が対象となります。
66	第3章 募集概要	13	「水力発電（ただし、揚水式に限る。）のリプレース」の、「オーバーホールを行う場合であって、主要設備（発電機（固定子）、主要変圧器、制御盤）の全部を更新するもの」の要件について、機器の製作期間の違いから、応札から制度適用開始までの期間で一時的に運用可能な期間が存在する場合に運用することは可能でしょうか。また可能な場合当該期間について、容量市場メインオークションへの参加は可能でしょうか。（例：主要変圧器製作据付期間2年、制御装置製作据付期間3年とした場合に、同時に着手すると間の1年間はまだリプレース後の電源ではない状態で運用可能な期間が生じます）	リプレースの場合で、応札・落札から制度適用期間の開始までに改修部分の一部を運開することは問題ありません。 また、制度適用期間前のメインオークションへの参加についても問題ありません。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
67	第3章 募集概要	13	<p>※8に「蓄電池」と「蓄電池以外の電源種」を同一場所に併設する場合には、「蓄電池」と「蓄電池以外の電源種」ともに本オークションの対象外。」と記載があるが、ここに記載する「併設」とは蓄電池と蓄電池以外の電源種が同一敷地内にあることを指すのではなく、蓄電池が送電系統に直接連系する前に蓄電池以外の電源種と接続することを指しているのでしょうか。すなわち、蓄電池を送電系統に直接接続していれば、同一敷地内に蓄電池以外の電源種があったとしても「併設」とならないという認識でよろしいでしょうか。それとも、「同一場所(託送供給等約款で定める1発電場所)内に蓄電池と蓄電池以外の電源種がある場合、蓄電池と蓄電池以外の電源種ともに本オークションの対象外」ということでしょうか。</p>	<p>蓄電池・揚水は、単独で系統に接続する場合、その他の電源種と併設していても、本オークションに参加可能となります。また、蓄電池・揚水は、1つの発電場所の中に複数のユニットが存在する場合、メインオークション・追加オークションと長期脱炭素電源オークションに別々に参加可能です。</p>
68	第3章 募集概要	13	<p>13頁※3に対象電源として「なお、合成メタンは、水素同様の扱いとする。」となっているが、合成メタンについては水素やCCSのように「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」において位置付けが明記されておらず、また燃焼時にCO2排出を伴う中でCO2帰属も明確でない中で、どのような考え方で本制度の対象電源となるのか確認したい。</p> <p>また、仮に合成メタンを本制度の対象として認める場合、以下のような課題を解決する必要があるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外での合成メタン製造の場合、CO2帰属をどのように整理するか（製造国にて、CO2排出を計上できるか）が必要（上記記載と関連） ・混焼率について、合成メタンについては水素発電やアンモニア発電のような発電設備側での技術的な課題はないと考えられるところ、混焼率のリクワイアメントについて水素発電とは異なる整理が必要。具体的には、バイオマスと同様に設備としては専焼化を求めた上で、混焼率に関するリクワイアメントについてどのような水準を求めるべきか改めて議論が必要ではないか。 ・上限価格について、合成メタンを燃料とする発電設備構成を考慮したで上限価格設定を議論すべき。水素発電とは設備構成も異なる中で、同じ上限価格を適用するのは不適切ではないか。固定費・可変費の整理等のプロジェクコスト構造を明らかにできないのであれば、CCS等と同様に本年度は対象電源とはしないという整理が妥当ではないか。 <p>改めて、本制度の対象とするのか、対象とする場合にはその条件（混焼率のリクワイアメントや上限価格等）について、議論すべきである。</p> <p>加えて、「様式3 脱炭素化ロードマップ」において水素やアンモニアはグレー・ブルー・グリーンといった種別の記載が求められているため、合成メタンを本制度の対象とするのであれば脱炭素化ロードマップにおいて合成メタンの原料となる水素の由来(グレー、ブルー、グリーン)やCO2の由来(化石燃料、非化石燃料、大気回収等)の記載を求めるべきではないか。</p>	<p>ご指摘については、資源エネルギー庁に確認した結果、次の整理とする旨の見解を得ております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期脱炭素電源オークションは、2050年カーボンニュートラル実現と安定供給の両立を図るため、「脱炭素電源への新規投資」として、CO2の排出防止対策が講じられていない火力発電所（石炭・LNG・石油）を除く、あらゆる発電所（一定の基準を満たすバイオマスや合成メタンなど、発電時にCO2を排出するものの、発電前に温室効果ガスの削減に寄与する燃料を利用する電源を含む。）・蓄電池の新設案件やリプレース案件への新規投資を行うこととしていることから、合成メタンを燃料とする発電所も対象としています。なお、「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」第2条第2項では、化石燃料以外を非化石エネルギー源と定義し、化石燃料は「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令」第3条第2項で限定列举されており、その中に合成メタンは含まれていません。脱炭素化ロードマップにおいても、脱炭素化の手段として、燃料の合成メタン化を記載することは認められます。（例：LNG専焼火力で落札した場合、将来の脱炭素化の手段として、合成メタンによる脱炭素化を図ることは考えられます。） ・ただし、CCS付火力やアンモニア混焼を前提としたLNG火力と同様に、初回入札では応札電源が想定されず、合成メタンに必要なコスト（投資金額等）、合成メタンの特性を踏まえた応札条件等（上限価格、混焼率等）の検討が改めて必要であることから、資源エネルギー庁とも相談した結果、初回入札では対象外とし、実際に応札が想定されるタイミングで、合成メタンの特性を踏まえた応札条件等を資源エネルギー庁における制度検討作業部会で検討します。 ・また、CO2の由来については、重要な論点ではあるものの、どのような分類に区分することが望ましいのか、それによりどのような差異が生まれるのかについては、今後の検討課題と認識しており、現時点においては、由来の記載を求めることまでは困難と考えております。そうした状況御指摘を踏まえ、様式3の注釈を以下の通り修正します。 <p>修正前：・使用する脱炭素燃料（グレー、ブルー、グリーンの種類を含む）</p> <p>修正後：・使用する脱炭素燃料(水素・アンモニアはグレー・ブルー・グリーンの種類を含む。合成メタンは原料となる水素のグレー・ブルー・グリーンの種類を含む。なお、合成メタンは、原料となるCO2の情報（調達先、回収方法等）についても、今後の政策動向によっては、記載を求める場合があります。</p>

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
69	第3章 募集概要	13	<p><意見></p> <p>13頁※3に対象電源として「なお、合成メタンは、水素同様の扱いとする。」となっているが、合成メタンについては水素やCCSのように「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」において位置付けが明記されておらず、また燃焼時にCO2排出を伴う中でCO2帰属も明確でない中で、どのような考え方で本制度の対象電源となるのか確認したい。</p> <p>また、仮に合成メタンを本制度の対象として認める場合、以下のような課題を解決する必要があるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外での合成メタン製造の場合、CO2帰属をどのように整理するか（製造国にて、CO2排出を計上できるか）が必要（上記記載と関連） ・混焼率について、合成メタンについては水素発電やアンモニア発電のような発電設備側での技術的な課題はないと考えられるところ、混焼率のリクワイアメントについて水素発電とは異なる整理が必要。具体的には、バイオマスと同様に設備としては専焼化を求めた上で、混焼率に関するリクワイアメントについてどのような水準を求めるべきか改めて議論が必要ではないか。 ・上限価格について、合成メタンを燃料とする発電設備構成を考慮したで上限価格設定を議論すべき。水素発電とは設備構成も異なる中で、同じ上限価格を適用するのは不適切ではないか。固定費・可変費の整理等のプロジェクトのコスト構造を明らかにできないのであれば、CCS等と同様に本年度は対象電源とはしないという整理が妥当ではないか。 <p>改めて、本制度の対象とするのか、対象とする場合にはその条件（混焼率のリクワイアメントや上限価格等）について、議論すべきである。</p>	
70	第3章 募集概要	13	<p>揚水式水力の設備工事費について、※7：水力電源（ただし、揚水式に限る。）のリプレースは、「水車および発電機、変圧器、遮断器その他の電気設備の全部並びに水圧管路の全部若しくは一部のみを新設し、又は更新するもの」や「オーバーホール（水車および発電機を全て分解し、各部品の点検、手入れ、取替えや修理）を行う場合であって、主要な設備（発電機（固定子）、主要変圧器、制御盤）の全部を更新するもの」も該当。」と記載がありますが、揚水式水力のリプレースでの参加の場合にコスト参入可能な費用項目についてより詳細に記載いただきたい。</p>	<p>資本費、運転維持費は例示項目に関わらず、発電量に応じて発生するコストである可変費ではなく、発電所の建設又は維持管理に必要な固定費として電力・ガス取引監視等委員会に合理的に説明することができるのであれば、応札価格に算入可能です。</p> <p>なお、建設費に含まれる項目について、個別に1つ1つ明文化することは差し控させていただきます。（本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。）</p>
71	第3章 募集概要	13	<p>※7：上記5の質問のとおり、揚水式のリプレースはScopeによって大きく適用期間も異なることから、各々のScopeに応じ、対象となるリプレースをいくつかカテゴリー分けして可視化するべきではないか？また、16ページ※1に記載された、エリア毎の揚水リプレースの上限価格の前提である各エリアの調整係数の内訳・Scopeが不透明であり、各エリアでの揚水の調整係数をもとに上限価格を設定するのではなく、リプレースのSCOPE毎に上限価格を規定すべき</p>	<p>本オークションの対象となる電源や揚水のリプレースの定義、電源種毎の上限価格は、募集要綱において記載されております。また、上限価格設定の諸元は、資源エネルギー庁における制度検討作業部会第十一次中間とりまとめにおいて記載されておりますので、ご確認ください。</p>

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
72	第3章 募集概要	14	イ※：揚水及び蓄電池の制御回線を原則専用線とするのであれば、固定費として含むべき旧一送の専用線のコストを公開願いたい。個別問い合わせしても回答がなく、不透明にて公正な入札が保たれないため	専用線のコストに限らず、応札に必要なコストの見積りは事業者にて実施してください。 なお、専用線オンライン化工事を行う際の詳細な費用負担や設備範囲については、参加予定エリアの属地一般送配電事業者にお問い合わせいただきますようお願いいたします。
73	第3章 募集概要	14	揚水式と蓄電池の制御回線として、「原則専用線だが光ケーブル回線で施工できない1万～10万kWの設備は簡易指令システムも認める」と記載されているが、簡易指令システムが認められる（光ケーブル回線で施工できないと認められる）事例を明記すべきと考えます。 （理由）簡易指令システムが認められれば建設費を削減でき、入札する際に大きく有利になるので、ある程度明確に要件を定義しておかないと10万kW以下の設備については簡易指令システムで認めてもらおうとする事業者と原則を守って専用線を設置する事業者に分かれ、原則を守らなかった事業者が有利になる虞があるため。	原則、光ケーブル回線を施工いただきますが、一般送配電事業者の要請等、合理的な理由がある場合については、簡易指令システムを可能とします。
74	第3章 募集概要	15	エ 「プロジェクトファイナンス等により建設された電源については、担保設定等について本機関と容量提供事業者間にて協議させていただく場合がございます」とはどのような書類提示が必要か。入札者と金融機関の間で条件等で合意できておれば特段バインディングであるか等の指定はないという認識でよいか。	プロジェクトファイナンス等により設立された発電所あるいは法人に対する担保権設定等については、文書の取り交わしを行う場合は、容量提供事業者との協議を通じて文言の調整を実施します。 具体的に相談したい案件が生じた場合に、容量提供事業者より問合せ窓口までご連絡願います。 取り交わし文書の案として提示いただく書類につきましては、容量提供事業者と金融機関で合意したものとしてください。
75	第3章 募集概要	14	プロジェクトファイナンスにより建設された電源について、担保設定を可としていただきたいです。	

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
76	第3章 募集概要	14	<p>2. (5) エについて、プロジェクトファイナンスを利用する場合、前提として金融機関からはステップインによる事業継続の確実性を担保するため、容量確保契約に対する①質権設定と質権設定に係るOCCTOの承諾（≒第三者対抗要件の具備）、②地位譲渡予約と予約完結権の確保が求められることが想定されます。脱炭素電源オークション自体がプロジェクトファイナンスの利用を想定している以上、「協議する」の文言では不十分で、プロジェクトファイナンスを利用する場合の担保権設定については明示的に認める、ないし基本的に認めたくで例外的に拒否できるような記載とするべきである。例えば、「本機関は、容量提供事業者が、①本件金融機関（容量提供事業者に対して資金を供与する金融機関等をいいます。以下同じ。）のために、本契約上の地位等に担保権等（質権、譲渡担保権、地位譲渡予約に係る予約完結権の設定又はその他の担保権等を含みます。以下本条において同じ。）を設定（対抗要件の具備に係る手続を含みます。）すること、②被担保債権の譲渡に伴い当該担保権等が移転すること、及び、③当該担保権等の実行又は行使により、本契約上の地位等が本件金融機関又は本件金融機関の指定する者に承継されることについて、予め承諾するものとし、その他これらに必要な行為（本契約上の地位等について本機関が容量提供事業者に対して有する相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権並びに無効、取消及び解除の抗弁権その他一切の抗弁権の放棄を含みますが、これらに限りません。）をなすことにつき協力するものとし、」のような形が考えられる。</p> <p>そのうえで、担保設定に必要書類となる、質権設定承諾書や地位譲渡予約の同意書については、プロジェクトファイナンスを利用予定の事業者、金融機関等とも相談の上でひな型を作成し公開されると、事業者とOCCTOの間で不要な協議が減り、双方にとって効率的と考える。一般送配電事業者で、HPにひな型を公開している事業者があるので、参考にされたい。</p>	
77	第3章 募集概要	14	<p>プロジェクトファイナンスにより建設された電源に対する担保設定につき、個別協議・許可が必要となる場合は、許可基準や協議に要する期間を明確にしていきたいです。許可されるかどうか分からない、協議にどの期間かかるか分からないと、案件開発に支障を来すためです（例えば、落札後に担保設定不可となると、案件開発を継続できず、ペナルティが課されてしまいます）。</p>	<p>プロジェクトファイナンス等により設立された発電所あるいは法人に対する担保権設定等については、文書の取り交わしを行う場合は、容量提供事業者との協議を通じて文言の調整を実施いたします。具体的に相談したい案件が生じた場合に、容量提供事業者より問合せ窓口までご連絡願います。</p> <p>協議に要する期間は、案件内容により異なりますため、事前にお示しすることは難しいのですが、主に以下の点について確認させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地位譲渡先の事業者が容量確保契約上の権利・義務を履行可能であることが担保できる文言であるか。 ・容量提供事業者が本機関に対して有する債権だけでなく、ペナルティなどの債務も一緒に譲渡されること。 ・容量確保契約の解除に関する本機関の権利が制限されないこと。
78	第3章 募集概要	14	<p>「エ プロジェクトファイナンス等により建設された電源については、・・・」の記載について、具体的な協議事項をお示しただけでないか。また、協議を実施するタイミングについてもお示しいただきたい。</p>	
79	第3章 募集概要	14	<p>オ（ア）において、既にメインオークション・追加オークションで落札されている電源については応札不可とありますが、リプレース案件での応札の場合は、リプレース後の電源がメインオークション・追加オークションで落札された電源でなければ参加が可能という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
80	第3章 募集概要	14	<p>具備が求められる調整機能の説明の中で、『火力電源（水素・アンモニア混焼、又は水素専焼を含む。ただし既設火力の改修は除く）については、系統連系技術要件を満たすものとし、揚水式水力、蓄電池については、火力（GT又はGTCC）のグリッドコードで求められている・・・【中略】・・・その他の項目については、グリッドコード（GT又はGTCC）の要件を参照）を満たすものとします。』との記載がありますが、「系統連系技術要件」と「グリッドコード」のように用語の使い分けを行っているが、同義でないのであれば、「グリッドコード（GT又はGTCC）の要件」を募集要綱に記載すべき。</p> <p>【理由】求められる要件であるため、募集要綱において定義を明確にすべきだと考えるため</p>	ご指摘を踏まえ、グリッドコードという文言は系統連系技術要件に変更します。
81	第3章 募集概要	14	2.(5)イについて、「揚水式と蓄電池の制御回路については原則専用線」とあるが、専用線敷設にかかる費用については、応札価格に織り込むコストとして計上して問題ないか。	問題ありません。 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
82	第3章 募集概要	14	2.(5)イについて、「光ケーブル回線で施工できない1万キロワット以上10万キロワット未満の設備は簡易指令システムも認め」とあるが、1万キロワット以上10万キロワット未満の設備は一律として簡易指令システムが認められるのか、あるいは光ケーブル回線で施工できないと判断された場合に限られるのか明記いただきたい。また、もし後者の場合、判断は誰が行うのかも明記いただきたい。	募集要綱に記載のとおり、光ケーブル回線が施工できない場合に簡易指令システムが認められます。施工可否については、一般送配電事業者が判断することとなります。
83	第3章 募集概要	14	(5)イに「～揚水式と蓄電池の制御回線については原則専用線とし、光ケーブル回線で施工できない1万キロワット以上10万キロワット未満の設備は簡易指令システムも認め、この場合、LFC機能(負荷周波数制御機能)は必須としません」と記載がありますが、「光ケーブル回線が"施工できる場合"であっても、1万キロワット以上10万キロワット未満の設備は簡易指令システムも認め、この場合、LFC機能(負荷周波数制御機能)は必須としません」という理解で良いでしょうか。	原則専用線となりますので、光ケーブル回線が施工できる場合であれば、1万キロワット以上10万キロワット未満の設備であっても専用線を設置していただきます。
84	第3章 募集概要	14	(5)イに「～蓄電池については、火力(GT又はGTCC)のグリッドコードで求められている調整機能を基本的に参照した調整機能～」と記載がありますが、こちらは需給調整市場における一次調整力や二次調整力を指すのでしょうか。また、取引を行う市場については、調整機能を求める市場(需給調整市場における一次調整力や二次調整力)だけに限定するものではないという認識でよろしいでしょうか。	調整機能については、募集要綱案に記載の要件が求められます。また、取引を行う市場は需給調整市場だけに限定するものではありません。
85	第3章 募集概要	14	「既にメインオークション・追加オークションで落札されている電源」については、本オークションに参加できないとの取扱いであるが、複数台の発電機を1つの応札単位として容量市場のメインACに入札している電源について、例えば長期脱炭素電源オークションの対象とする工事を'27-30年度で実施する場合に、発電機が複数台あることから工事期間の途中にも一定の発電量が見込め、容量市場への入札が可能となる。売り惜しみとならないよう工事期間中の発電可能量を容量市場で入札し落札され、その後、31年度以降に供給開始予定の脱炭素オークションに入札することは問題ないとの理解でよいか。	リプレースや揚水式のオーバーホールの場合は、リプレース・オーバーホール前にメインオークションや追加オークションに参加することは問題ありません。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
86	第3章 募集概要	14	「安定電源」の「C. 既設の火力電源をアンモニア混焼又は水素混焼にするための改修によって生じる送電端設備容量が5万kW以上」とあるが、例えば、1回目の入札で10万kWの発電設備を10%混焼の仕様で建設し、後の技術進展により混焼率の上昇が可能になった場合、既設改修にかかる2回目の入札に参加することになるが、追加容量が5万kWと指定されると、新技術の導入を阻む要因になる。既に混焼しており、さらに混焼率をあげる場合においては、既設改造の5万kW以上の閾値は、新技術の参入障壁となるため、撤廃して頂きたい。	ご指摘頂いた点については、今後の検討課題とし、ご意見として承ります。
87	第3章 募集概要	14	募集要綱（案）第3章2.（5）オ（イ）において、制度適用期間にFIT制度、FIP制度を適用する電源であっても、FIT・FIPの適用対象以外の部分がある電源は、FIT・FIPの適用対象以外の供給力をもって、本オークションに参加することが可能とあるが、この場合の応札価格に織り込むことが認められるコスト（資本費、運転維持費、事業報酬）は、当該電源全体に係るコストを本オークションに参加する容量の割合で案分した額となる理解でよいか。たとえば、500MWの電源のうち、100MWのみ本オークションに参加し、残りの400MWについてはFIT/FIP適用対象等とする場合、応札価格に織り込むことが認められるコストは、全体の500MWに係るコストを5分の1に案分した額として算出すればよいか。さらに、他市場収益の9割を還付する場合、この9割は、100MW分の電源から得られる収益の9割でよいか、それとも500MW全体の電源から得られる収益の1/5の収益の9割となるか。	<p>応札価格に織り込むことが認められるコストは、コストの具体的内容にもよりますが、建設費は100MWの部分の脱炭素化のために必要な投資金額全体を織り込むことが可能です。また、運転維持費は、100MW部分の運転維持費を織り込むことが可能ですので、基本的には全体500MWの運転維持費の5分の1の金額を織り込むことが可能です。</p> <p>詳しくは、以下のURL（右下13頁）をご覧ください。 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/070_05_00.pdf#page=14</p> <p>還付金の考え方についてご提示いただいた具体例に沿ってご回答しますと、100MW部分のみについて相対契約を締結している場合には当該契約に基づく他市場収益の9割が還付金として計算されることになります。他方、500MW全体について相対契約を締結している場合で、①100MWと残り400MWの電源種が同一の場合には、500MW全体の電源から得られる他市場収益の5分の1が還付金として計算されることになりますが、②100MWと400MWで電源種が異なる場合には可変費も異なると考えられます。この場合、他市場収入は500MW全体の電源から得られる収入の5分の1になりますが、当該収入から控除する可変費は100MW分の電源種に対応する可変費を用いて還付金を計算することになります。</p> <p>（本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。）</p>
88	第3章 募集概要	14	募集要綱（案）第3章2.（5）オ（イ）において、制度適用期間にFIT制度、FIP制度を適用する電源は本オークションへの参加が不可とされているが、2023年12月に選定事業者が発表される予定の一般海域洋上風力公募ラウンド2において選定事業者となった者が、本オークションの制度適用期間の開始（供給力提供開始年度の翌年度）までにFIPを放棄するのであれば、本オークションへの応札、落札後の容量確保契約の締結及び制度適用期間における容量確保契約金額の受領は可能となる理解でよいか。	「FIT・FIP制度の適用を受ける電源は、本制度には参加できません。したがって、再エネ海域利用法に基づく選定事業者に係る電源は、本制度には参加できません。募集要綱における「制度適用期間にFIT制度、FIP制度を適用する電源」は、「FIT制度、FIP制度を適用する電源」と修正します。
89	第3章 募集概要	14	蓄電池における制御回線について、 ①「光ケーブル回線で施工できない」とはどのような案件を想定されているのか、具体的な事例をご教示いただきたい。 送配電事業者の都合により簡易指令になる場合はあるものの、事業者の都合で簡易指令が選択できるケースはないという認識でよいか。	原則、光ケーブル回線を施工いただき、一般送配電事業者の要請等、合理的な理由がある場合については、簡易指令システムを可能としております。後段はご理解の通りです。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
90	第3章 募集概要	14	調定率について 調定率は、送電端で5%未満ということでしょうか。（蓄電池の場合、PCS端で制御している場合もあり、PCS端ではアセスメントを満たしているが送電端でのアセスメントでは満たさない場合もあり得るかと思うがその場合の取り扱いはどのようになるのか（当アセスメントを満たさないことを理由に脱炭素電源オークションからの収入がもらえない場合もありえるのか）	同期発電機の調定率は発電端であり、蓄電池も発電端(PCS端)と考えております。
91	第3章 募集概要	14	グリッドコードについて 将来的にグリッドコードが変更となり、それへの対応に費用が掛かる場合の費用負担は想定額として入札額に織り込むことは認められるのか。	現時点では想定されていないグリッドコード変更への対応にかかる費用負担の想定額は、合理的な見積もりが困難と考えられるため、応札価格に反映することは認められません。 ただし、応札時より建設費が増加することも考えられることから、建設費に関しては、10%の予備費の計上が認められています。また、規制変更による追加投資など、将来的に、何らかの状況変化によって、事業者の帰責性がない理由で事業の継続が困難となるような大幅なコスト増加が発生した場合に限って、本制度外でコスト増加の影響を緩和する措置が講じられているか否かも踏まえつつ、例えば、再度本制度への入札を認めるなど、脱炭素電源への投資に係る長期予見性を確保するという観点から必要な制度的対応を検討することとしています。 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
92	第3章 募集概要	14	蓄電池の制御回線について 中給システムの仕様統一化の議論が進んでいるが、統一化前後でのシステムの接続費用が異なる可能性がある。蓄電池で2027年度もしくは2028年度より制度適用開始予定の場合、中給システム統一化後および現システムへの接続費用の見積もり額のうち高い方を建設費に織り込むという考え方は認められるのか。（現在、統一中給のシステム仕様の提示がされていないが、当該システムへの接続にかかる費用が入札時の見積もり以上にかかった場合はどのような取扱いになるのか）	資本費、運転維持費は例示項目に関わらず、発電量に応じて発生するコストである可変費ではなく、発電所の建設又は維持管理に必要な固定費として電力・ガス取引監視等委員会に合理的に説明することができるのであれば、応札価格に算入可能です。 中給システム統一化後の接続費用を電力・ガス取引監視等委員会に合理的に説明することができるのであれば、その金額を応札価格に算入可能です。事後的に費用が増加した場合には、その費用は事業者の負担となります。 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
93	第3章 募集概要	14	蓄電池の制御回線について 蓄電池は複数の制御信号を同時に受けることが難しい場合もあるが、運用者からの制御と専用線を活用した一般送配電事業者からの制御を切り替えるシステム仕様を設計する必要があるか。もしくは、運用者が計画を提出後、一般送配電事業者にそれを送付することで専用線を介して制御がなされるため、市場運用における運用者からの制御は行うケースはないという前提でシステム仕様を設計すればよいか。	長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款に定めておりますリクワイアメントを満足する仕様として、本オークションに参加をお願いします。
94	第3章 募集概要	14	本オークションに参加できない電源として、「(ア)既にメインオークション・追加オークションで落札されている電源（電源等差替によって、差替電源等として市場に参加した場合も不可）」とあります（ただし2022年11月に実施されたメインオークションで、初めて落札した電源は除く）。仮に既にメインオークション・追加オークションで落札されている電源が、「リプレース」することとした場合には、長期脱炭素電源オークションへの参加は可能なのでしょうか。	リプレース・改修前の電源がメインオークション・追加オークションに落札しても長期脱炭素電源オークションへの参加可能です。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
95	第3章 募集概要	15	<p>応札価格に参入可能なコストとして廃棄費用があるが、特に揚水式水力の廃棄費用について、建設費の5%を上限とすることは市場価格を歪めるのではないか。理由としては、揚水式水力の廃棄を行う場合には池、水路、擁壁の解体など多大なる土木工事が必要となり、建設費の5%に収まることは考えにくく、そのコストを5%でキャップをすることで、落札価格が適切なコストを反映しているとは言えない状況になるためです。廃棄費用の参入を認めるのであれば、が発電設備を適切に撤去解体できるコストを算入することとし、揚水式水力と蓄電池との間に生じている条件の適正化を図るべきである。</p>	<p>廃棄費用は、運転終了後に発生するコストであり、応札時点で正確な見積りが困難であるため、発電コスト検証における廃棄費用の見積り方法を参考として、電源種ごとに建設費の一定割合を廃棄費用として織り込むことができることとしています。</p> <p>(本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)</p>
96	第3章 募集概要	15	<p>応札価格の算定において、グループ内企業を使用することでコスト面での競争優位性を示すことのできる可能性があると考えており、グループ内企業をEPCやO&Mに使用することについて問題となることはないか確認させていただきたい。</p>	<p>特段問題はございません。</p>
97	第3章 募集概要	15	<p>【該当箇所】 2. 募集内容 (5) 上限価格 【意見】 長期脱炭素電源オークションでは、翌年度のFIT/FIP上限価格などをベースに本制度の上限価格が設定されているが、現状の上限価格設定では採算性をとることが難しいケースも考えられるため、上限価格の撤廃、エリア別の上限価格の設定、または調整係数の上方修正等を検討いただきたい。 【理由】 上限価格の設定は落札価格の著しい吊り上げなどの懸念への対応と思われるが、長期脱炭素電源オークションはマルチプライスであり、入札価格の妥当性についても監視が入ることから、仮に上限価格がなくとも不当な価格での落札が起こる可能性は低いと考えられる。</p>	<p>資源エネルギー庁における制度検討作業部会 第八次中間とりまとめにて、本制度措置は入札によって落札電源を決定する仕組みであることから、入札を通じて国民負担の最小化を図ることとなるが、かかる目的を達成する観点から、全ての事業者を対象に「上限価格の設定」や「入札価格の監視」等の入札価格に対する一定の規律を設けることが必要であると整理されております。</p>
98	第3章 募集概要	16	<p>(7)アにて、同じ発電所内に複数の電源が存在し、その中に本オークションに参加する電源がある場合、同じ発電所内の本オークションに参加しない各電源の発電端にも特定計量器の設置が必要となりますが、この特定計量器についての仕様を明記すべき。 【理由】計量電圧が送電電圧が求められているのか、発電電圧でよいのか不明瞭であることに加え、属地TSOによる設置が求められているか否かが読み取れないため。</p>	<p>本オークションへの落札電源のリクワイアメント・アセスメントの際に用いることを目的に、特定計量器の設置を求めているため、計量法に定める検定を受けた特定計量器であれば、その他の仕様についての定めは設けておりません。</p> <p>設置場所については、一般送配電事業者と協議の上、当該電源のアセスメントに必要な計量値を提供できるよう対応をお願いします。</p>
99	第3章 募集概要	16	<p>第3章、2.募集内容(6)上限価格、 対象エリアは全国であるが、地域ごとに応札上限価格が設定されている理由は何か。 落札される電源が一部の地域に偏ることにならないか。または、偏るように制度設計されているのか。</p>	<p>蓄電池・揚水については、エリア毎に調整係数が異なることから、上限価格もエリア毎に設定することとされています。</p> <p>また、本制度での応募は、エリアごとに募集量を設定するのではなく、北海道から九州までの全エリアで一括の募集量を設定することとしておりますが、今後、必要に応じて、特定の電源種を特定のエリアで募集することを検討する等、制度の在り方を検討することとされております。</p>
100	第3章 募集概要	16	<p>7(ア)にて、応札単位は、電源(プラント、号機)単位毎とありますが、同一発電所の他号機について、開催年度が異なる長期脱炭素電源オークションで落札した場合でも、容量確保契約は、号機毎の締結という認識でよいでしょうか。</p>	<p>容量確保契約は、応札単位毎となりますので、開催年度が異なる場合は応札が異なるため別契約となります。</p>

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
101	第3章 募集概要	16	2.募集内容 (7) 応札単位にて「落札電源のリクワイアメント達成状況の確認のため、電源単位毎に特定計量器を設置してください。また、同じ発電所内に複数の電源が存在し、その中に本オークションに参加する電源がある場合、同じ発電所内の本オークションに参加しない各電源の発電端にも特定計量器の設置を求めます。」と記載がある。 「発電端の特定計量器」は同じ発電所内に複数の電源が存在し、メインオークションに参加する電源と長期脱炭素電源オークションに参加する電源がある場合、他市場収益還付に向け調整力を按分算定するために使用するという理解でよいか。他市場収益還付に向けスポット入札の市場収益算定を行う場合、対象電源の収益としてどのように特定するかご教授いただきたい。	同じ発電所内に複数の電源が存在し、その中に本オークションに参加する電源がある場合、本オークションに参加した電源のリクワイアメント達成状況の確認のため、同じ発電所内の本オークションに参加しない各電源の発電端にも特定計量器の設置を求めています。 他市場収益の還付に用いる算定については、監視において合理的に説明できる証憑をご提出ください。
102	第3章 募集概要	16	(7)アの「～同じ発電所内の本オークションに参加しない各電源の発電端にも特定計量器の設置を求めます。」と記載がありますが、同じ発電所内にある各電源がそれぞれ独立して直接系統に接続している場合でも特定計量器の設置が必要となるのでしょうか。	各電源がそれぞれ独立して直接接続し、それぞれ計量器設備を有している場合は、発電端の特定計量器の設置は不要です。 募集要綱に「特別の事情により電源ごとに TSO が設置する特定計量器が設置されている場合など、按分計量を行わなくても落札電源のリクワイアメントの確認が可能な場合には、別途特定計量器を設置する必要はない。」旨、追記させていただきます。
103	第3章 募集概要	16	※1 上記8の質問同様。エリア毎の揚水リプレースの上限価格を設定するのではなく、対象となるリプレースのスコープをカテゴリー分けして上限金額を設定するべき。そうでないと、恰も、対象エリアの揚水発電のリプレースが所与のものとして予め特定されていて、スコープも不明のまま、上限金額だけが所与のものとして与えられているかのごとき金額設定は不公平であり、合理的ではない	揚水のリプレースの定義と上限価格の設定方法の考え方については、資源エネルギー庁における制度検討作業部会第十一次中間とりまとめをご確認ください。
104	第3章 募集概要	16	(7)ア：応札単位は電源単位毎であることから、同じ接続回答であっても電源単位をわけ、分割して同時落札条件をつけないまま別々の価格で応札することが可能と理解してよいか	応札単位は電源単位となりますので1応札1電源となります。 電源が異なり、電源等要件を満たす場合は、別々で応札することが可能です。
105	第3章 募集概要	16	エリアによって上限価格が異なるが、落札においては安い電源からであり、特段エリアは考慮しないか	ご理解のとおりです。
106	第3章 募集概要	16	(7) 応札単位「ア 応札単位は、電源（プラント、号機）単位毎とします。」については、蓄電池のように多数のユニットを制御して一体として電源としての機能を果たすものにおいては、容量市場の募集要項の「計量単位毎」と同等の扱いと考えてよいか。	蓄電池のように多数のユニットを制御して一体としている場合は、計量単位毎を応札単位とすることで問題ございません。
107	第3章 募集概要	16	P16_(7)応札単位 応札単位のプラントについて、一般的にプラントは発電所を意味しており、1つの発電所で複数号機ある場合は、複数号機まとめて1つの発電所が応札単位になると読み取れるため、「プラント」⇒「ユニット」としてはどうか。 ・日本産業規格(以下URLリンクのP4) 「プラントとは、産業界における、ある工場又は事業所の土地・建物・設備の全体をいう。」 https://kikakurui.com/b0/B0130-2019-01.html	長期脱炭素電源オークションの応札は電源単位であるため、以下のとおり修正させていただきます。 「電源単位（プラント・号機）」⇒「電源単位（ユニット・号機）」
108	第3章 募集概要	16	P13_(7)応札単位 同じ発電所内に複数の号機がある場合は、電源毎に特定計量器の設置が必要となっておりますが、特定計量器は一般送配電事業者へのデータ伝送は必要でしょうか。	特定計量器からのデータ伝送は不要ですので、発電者より属地一般送配電事業者へ月次で特定計量器の指示数をメールにて送付ください。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
109	第4章 参加登録	17	参加登録（事業者情報・電源等情報・期待容量）について、それぞれの情報の登録変更の手続きは、応札の受付期間終了後までであれば、何度でもできるのでしょうか。	参加登録（事業者情報・電源等情報・期待容量）について、それぞれの情報の登録期間中に登録いただくことを原則としております。 それぞれの情報の登録期間終了後は、変更を行う合理的な理由がある場合に限り、個別事象を確認の上、変更手続きをしていただく事になります。
110	第4章 参加登録	19	「電源等情報の登録」後も入札価格検討の中で登録事項の変更が発生することが予測され、応札時に最終決定することから、同変更は応札の受付期間中は可能という理解でよろしいでしょうか。また、最終決定した内容を応札の受付期間中に更新すればよく、随時の変更は不要という理解でよろしいでしょうか。	
111	第4章 参加登録	17	2.事業者情報の登録について、コンソーシアムでの登録をする場合、参加登録申請者名以外の登録項目（事業者コード、クライアント証明書、発電BGコード等）は代表企業のみでよいのか。（参加登録申請者名については2.(2)で記載があるが、他の項目への記載はないため、念のため確認したい）	コンソーシアムの場合の事業者情報の登録は代表企業のみで問題ありません。
112	第4章 参加登録	17	2.事業者情報の登録(2)について、応札が24年1月であることから、その3か月以上前である事業者情報登録時点ではコンソーシアム名称や代表企業の決定が間に合わない可能性がある。そのため、事業者情報を「事業者情報の登録受付期間」以降に変更することは可能か。	事業者情報の登録期間中に登録をお願いします。 ただし、合理的な理由がある場合には、事業者情報の登録受付期間以降に登録変更を認めます。その際は、審査期間が必要となりますのでご注意ください。
113	第4章 参加登録	17	2.事業者情報の登録(2)について、事業者情報を「事業者情報の登録受付期間」以降に下記2件の変更は可能か。 ・事業者情報登録時点ではコンソーシアムで登録しておいたが、落札までの間に単独事業者に変更すること。 ・A及びBの2者でコンソ-シアム構成予定である場合、事業者情報の登録受付期間ではAの正式名称で登録しておき、応札までの間にコンソーシアム名称及び代表企業に決定したBに変更すること。	
114	第4章 参加登録	17	「既に事業者登録を実施済みの事業者は、新たに事業者情報を登録する必要は無い」、と記載があるが、これは容量市場のメインオークションにて事業者情報登録をしていれば脱炭素電源オークション個別で事業者情報登録は不要という理解で良いか。その場合銀行口座、クライアント証明書ID等は容量市場メインオークションと同様という理解で良いか。	ご理解のとおりです。
115	第4章 参加登録	17	本オークションに係る応札迄の一連の手続きのうち、事業者情報及び電源等情報の登録について、容量市場メインオークションにて既に登録済みの場合は、改めての登録は不要との認識で良いか。	事業者情報の再登録は必要ありませんが、電源等情報については、長期脱炭素電源オークションに参加可能な電源として登録が必要となります。
116	第4章 参加登録	17	1.（1）「容量市場業務マニュアル」とはP23（4）、24Page 5章1の「容量市場業務マニュアル」同様、全て「長期脱炭素電源業務マニュアル」と理解してよいか？	長期脱炭素電源オークションの業務マニュアル（参加登録・応札・容量確保契約書の締結編）を公表する予定です。
117	第4章 参加登録	17	応札後は金額以外の情報も一切変更不可なのか、例えば出資構成など。変更のプロセスは実務上ハードルが高いのか。	事業計画書については、事業の実施能力や事業継続の確実性について確認致しますので、事業計画書提出時の確度の高い情報について登録いただくこととしておりますので、出資構成の変更については反映不要です。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
118	様式2 事業計画書	1	<p>応札事業者がコンソーシアムの場合、代表企業及び構成員の追加・削除・変更できる旨を追記すべきと考えます。</p> <p>(理由) 長期脱炭素電源オークション落札後も、代表企業及び構成員の追加・削除・変更の可能性が考えられるため。</p>	
119	様式2 事業計画書	1	<p>コンソーシアム構成員およびその出資比率・議決権比率を記載するが、事業計画提出後に構成員を追加することは可能との理解で良いか。</p>	
120	第4章 参加登録	18	<p>第4章、3.電源等の情報(2)</p> <p>制度適用期間で想定される情報とはどのような情報か。入手するのに時間がかかる情報ではない、容易に提供できる内容か。</p>	<p>募集要綱に記載の電源等情報の各登録項目について、制度適用期間で想定される情報を記載してください。</p>
121	第4章 参加登録	18	<p>1. 参加登録の方法(3) 変更が生じた場合(承継を含む)、第3章 募集要項 2. 募集内容(5) 参加登録が可能な事業者(p.11)の条件を満たせば変更可能か(いつでも変更可能か)確認させて頂きたい。その場合にも再審査があるのか確認させて頂きたい</p>	<p>契約の変更については、長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款 第31条 契約の変更および第32条 権利義務および契約上の地位の譲渡にて定められておりますのでご確認をお願いします。</p>
122	第4章 参加登録	18	<p>「脱炭素化ロードマップ」の提出を電源等情報の登録受付期間中に行う必要性はないのではないか。むしろ、脱炭素に係る制度議論が各所で進んでいることを踏まえれば、最新の動向を踏まえて提出の方がロードマップの蓋然性も高まることから、電源等情報の登録受付期間中をマストとせず、応札の受付期間中の提出も認めるべきである。仮に、原案通り、電源等情報の登録受付期間中とする場合であっても、応札の受付期間中はロードマップの変更が可能であることを明記していただきたい。</p>	<p>本オークションの対象可否を確認するために、電源等情報登録時に脱炭素化ロードマップを提出することと整理されております。</p> <p>また、落札後に脱炭素化ロードマップの変更が発生した場合は、変更・提出をお願いします。</p>
123	第4章 参加登録	18	<p>事業計画書は電源等情報の登録受付期間中に行うとされているが、初回オークションへの参加の意欲・能力があっても、資金調達計画については、金融機関との調整等にも左右されるため、電源等情報登録時には固まらないことも想定される。この提出がネックとなって応札を1年遅らせるというようなことがあれば本末転倒となりかねないため、電源等情報の登録受付期間中に提出が困難な場合は、応札の受付期間中の提出も認めるべきである。仮に、原案通り、電源等情報の登録受付期間中とする場合であっても、応札の受付期間中は資金調達計画の変更が可能であることを明記していただきたい。</p>	<p>基本的に、電源等情報の登録時に必要となる提出書類は、電源等情報の登録期間中に提出して頂きます。</p> <p>ただし、合理的な理由がある場合には提出期限の延長を認める場合があります。</p>

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
124	第4章 参加登録	19	(5) 安定電源の登録項目および提出書類の中に「接続検討回答書」があります。本回答書の入手は、電力会社への接続検討申請が受理されて（書類が整って）から3ヵ月で、接続検討の申請着手からは通常6ヵ月程度を必要とします。電源等情報の登録受付期間が～11月8日となっており、募集要綱の案が出た時点で、実質的には時間切れとなってしまい、この条件で登録可能な事業者は、既に作業に着手し接続検討申請を提出している事業者に限られてしまいます。これから応募作業を開始する事業者にも配慮し、本書類の提示期限は1月30日の応札の受付期限とするか、11月8日時点の提出物としては「接続検討料請求書」等とし、接続検討申込の受付が完了されている事が解るエビデンスとしていただければと考えます	電源等情報の登録時に必要となる提出書類は、原則電源等情報登録期間中に提出して頂きます。資源エネルギー庁における第71回の制度検討作業部会（2022年10月）や、第十一次中間とりまとめ（2023年6月）にて示されているとおり、事業の実施能力を担保するため入札資格の一つとして、接続検討回答書の提出が必要とされております。 ただし、今年度は初回オークションとなるため、接続検討回答書を準備出来ない合理的な理由がある場合には提出期限の延長を認める場合があります。 なお、電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合は、接続検討の申込の受付が受理された際に、送配電等業務指針第81条第3項に基づき一般送配電事業者等から通知される証憑で代替することを可能とします。
125	第4章 参加登録	18	『事業計画書は様式2に沿って作成し、電源等情報の登録受付期間中に提出してください。事業計画書において「未定」の部分がある等、事業の実施能力や事業継続の確実性が認められない場合には、応札が認められない場合があります。』と記載があるが、系統接続に係る事項の「接続検討回答日」および「工事負担金額」の項目について、接続検討回答書が電源等情報の登録受付期間に間に合わない場合、登録は可能か。出来ない場合、受付期間の緩和措置を考慮いただきたい。	ただし、2024年1月15日までに「接続検討回答書」をご提出頂けない場合は、長期脱炭素電源オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加頂けません。接続検討申込の受付から接続検討回答書の発行までは、通常3ヶ月程度を要しますのでご留意願います。 (例：5月上旬までに接続検討申込受付を終えた場合は、8月上旬頃までに接続検討回答書を発行の見込) また、接続検討申込書のご提出から受付までに一定程度の期間を要すること等にご留意いただき、余裕を持ってお申込みいただきますようお願いいたします。 なお、接続検討の申込受付は、接続検討の申込書類のご提出日ではなく、接続検討料の入金と接続検討申込書の不備が無いことを確認した日のいずれか遅い日付けとなります。
126	第4章 参加登録	19	3.(5)提出書類に接続検討回答書が含まれているが、電源等情報の登録期間で受領できていないが、応札の受付期間までに受領できる見込みである場合、送電端設備容量はある程度余裕を持った暫定値を入力しておき、追って確定値を入力する形で問題ないか。	
127	第4章 参加登録	19	接続検討回答書の提出時期を、電源等情報の登録ではなく応札の受付期間まで、早くとも期待容量の登録受付期間までとして頂きたいです。たとえば、電源等情報の登録時は、接続検討の申込みを2023年8月31日までにやっていること等を条件にさせていただけますと、真摯に対応していることの証左となるかと存じます。なお、一般送配電事業者様からは、現在、接続検討の申し込みが殺到しているとうかがっており、受理だけで約1か月かかりそうな状況が発生しております。	
128	第4章 参加登録	19	電源等情報のうち「送電設備容量」に係る提出書類について、接続検討回答書がない場合の代替書類について御教示ください。	
129	第4章 参加登録	18	【該当箇所】3.電源等情報の登録 【意見・理由】当該オークションが新設電源を対象とした性質から、投資判断が必要となる接続契約や工事負担金契約の手前の段階で入札を行えるように制度設計したものと推察しております。 一方で、電源登録時の基本情報の登録項目として受電地点特定番号及び系統コードの登録も必要となっており、こちらは送配電さまと確認の結果それぞれ、電力側の工事着工後から受給開始までの間（受電地点番号）、及び接続契約後（系統コード）のタイミングで発番されることを確認しました。 おそらくですがこちらは、容量市場の参加要領をそのまま用いており、すでに投資決定されている案件及びリプレース案件しか対応ができないものと思われます。 本制度が電源への新規投資を促進する制度であることを踏まえると、系統コード及び受電地点番号が最終的には求められない形に修正をお願いします。	

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
130	第4章 参加登録	19,21	TSOとの協議が長引く可能性もあり、接続検討回答書が電源情報登録までに間に合わない可能性があるが、応札までの登録とならないか。接続検討申込を実施している証憑を提出するなどの対応ができないか。	
131	第4章 参加登録	19	表中「電源等情報（詳細情報）」送電端設備容量の提出資料「接続検討回答書」に、※書きで「接続検討申込書を既に申込みし、接続検討回答書の回答待ちは申請書類で代替でき、回答書は応札受付期間まで延長できる」旨を追記いただきたい。 (理由) 連系申請から回答書の受領には約半年かかる。要綱案・契約約款案で提出資料のスケジュールが明文化されたのが7月で、この時点で接続検討申請を始めた事業者が10月の電源等情報登録までに接続検討回答書を受領するのが難しいため。本制度は既に連系している既設案件が中心の容量市場と異なり、新設案件が中心なので、接続検討申請が完了していない案件もあると考えられ、初年度は猶予を設けて欲しいため。	
132	様式2 事業計画書	3	※4 接続検討申請を事業計画提出時に添付し、2024年1月に接続検討回答書を提出することは認められないか？	
133	様式2 事業計画書	3	TSOとの協議が長引く可能性もあり、接続検討回答書が電源情報登録までに間に合わない可能性があるが、応札までの登録とならないか。接続検討申込を実施している証憑を提出するなどの対応ができないか。	
134	第4章 参加登録	18	複数の出資会社により設立された子会社（SPC）が電源を持つ場合に、それぞれの出資会社のうち代表1社が応札することもあり得る。その場合、代表1社が参加登録をすることとなるが、監視等委殿へ事前に了承を得ればそれぞれの出資会社から証憑を提出することも可能となる。この際に、システムからの提出の場合、参加登録はそれぞれで必要となる理解か。	ご意見の場合、代表企業1社が参加登録事業者として提出し、各社個別の登録は不要となります。
135	第4章 参加登録	18	P18 「（4）水素・アンモニア混焼火力またはバイオマス（既設改修に限る。）、LNG専焼火力の電源については、脱炭素化ロードマップを様式3に沿って作成し、電源等情報の登録受付期間中に提出してください。」とありますが、直前の（3）の後段と同様に、「脱炭素化ロードマップにおいて、2050年までの脱炭素化の道筋が示されていない、技術開発動向に比べて脱炭素化の取り組みが明らかに遅い等、本制度の対象とすることがふさわしくない場合には、応札が認められない場合があります。」という一文を（4）の後段に追記すべきではないか。	ご指摘のとおり修正します。
136	第4章 参加登録	18~22	電源等情報の登録受付期間に提出する以下の情報については、電源等情報の登録以降、入札までの間に内容変更が生じる可能性があるが、この点については、17頁に記載のとおり、応札の受付期間終了後は内容変更後が行えないとの記載を踏まえると、応札の受付期間終了までは内容の変更が可能であるとの理解で問題ないか。 ・脱炭素化ロードマップ ・同時落札条件の対象となる電源等 ・制度適用期間	参加登録については、事業者情報・電源等情報・期待容量とそれぞれの登録期間を設けておりますので原則、期間中の登録をお願い致します。 なお、応札の受付期間終了後は、約定結果公表まで内容の変更は行えませんがご注意ください。 また、約定結果公表以降に参加登録した内容やロードマップに変更が必要となった際は速やかに変更手続きをお願い致します。
137	第4章 参加登録	19	3、電源等情報の登録において各種証憑書類を提出することになっていますが、約定後実際の工事開始後に機器変更等による容量が変更になった場合の対応方法はどうか。	容量確保契約締結後に、契約容量の変更が生じた際は減少の場合は契約変更（一部市場退出もしくは、全量市場退出）となり、増加の場合の契約変更はできません。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
138	第4章 参加登録	19	3, 電源等情報の登録において制度適用開始年度を2027年度とした場合、制度適用期間2027年4月1日～2047年3月31日となりますが、材料調達困難により各メーカーの機器調達遅延により、制度提供開始年度の前年度までに、供給力提供開始日を1年伸ばした場合でも、制度適用期間の期末は2047年3月31日との認識でよろしいですか。	制度適用期間は、供給力提供開始時期（年度）の翌年度を始期としておりますので、供給力提供開始が1年間遅延した場合は、遅延した供給力提供開始年度の翌年度から20年間が制度適用期間開始となります。 （変更前） 供給力提供開始時期：2026年度 制度適用期間：2027年度～2046年度 （変更後） 供給力提供開始時期：2027年度 制度適用期間：2028年度～2047年度 なお、約款15条に記載の通り、供給力提供開始時期について、メインオークションまたは追加オークションの供給曲線に影響を及ぼす変更を行った場合、変更のタイミングに応じてペナルティが発生する場合があります。
139	第4章 参加登録	19,21	電源の登録項目及び提出書類に関して、発電量調整供給契約に基づく、受電地点明細書の提出が原則要求されているものの、新設電源の場合、落札の可否が不明な段階で発電量調整供給契約を締結することは困難であり、新設電源に対しては、受電地点明細書の提出免除を明記して頂きたい。	基本的に、電源等情報の登録時に必要となる提出書類は、電源等情報登録期間中に提出して頂きます。ただし、合理的な理由がある場合には提出期限の延長を認める場合があります。なお、新設電源の場合において、電源等情報登録時に「発電量調整供給契約に基づく受電地点明細書」の準備が整わない場合は、準備が整い次第速やかに提出をお願いします。
140	第4章 参加登録	19	表中「電源等情報（基本情報）」受電地点特定番号の提出書類について、「-」としてはどうか。 （理由）本制度は新設電源の投資を促す制度であるため、電源登録の時点で発電量調整供給契約を締結することはないと考えるため。	
141	第4章 参加登録	19	電源登録のタイミングで受電地点特定番号や発調契約に基づく受電地点明細表が必要とされていますが、これらの情報は、系統連系申込後に判明すると理解しております。連系申込および連系保証金の支払いは、落札後に行いたいため、これらの情報は、落札後の提出で可とさせていただきます。	
142	第4章 参加登録	19	安定電源の登録項目および提出書類において、受電地点特定番号・系統コードが発番されていない新設電源の場合の登録は可能か。 電源等情報の登録時に未定の登録項目は参加登録時点では入力不要で対象実需給年度までに登録する理解で良いか。 電源等情報の登録受付期間に登録が必須項目をご教授いただきたい。	
143	第4章 参加登録	19	電力会社より、「『発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表』は系統連系に係る工事完了後、実際に系統連系する月の1日に配布される。」と説明を受ました。 上記より、電源等情報の登録時に同明細表は確実に提出できなくなりますが、その場合においても提出書類として必須なのでしょう。	
144	第4章 参加登録	20	発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表に記載の受電地点特定番号が発番が募集登録時点で間に合わない場合があるため、スケジュールの後ろ倒しか可能か確認させていただきたい	

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
145	第4章 参加登録	19,20	電源登録項目について、登録期間で確定できないものがあることから、一部の項目で「検討中」や「手続き中」という記載とさせていただきたい。 例えば、下記の項目を想定。 ・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 ・相対契約上の契約変更締切時間 等	
146	第4章 参加登録	19	「発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表」とあるが、接続検討回答受領して間もない場合は、発電量調整供給契約は未締結とします。その場合は提出不要でよいか。	
147	第4章 参加登録	19	受電地点特定番号について 現在、更地等で受電地点特定番号が存在しない場合、「電源等情報の登録時に合理的な理由により書類が提出できない場合」に該当するという認識でよいか。	
148	第4章 参加登録	19	参加登録や応札における登録項目や提出書類に関して、「新設かりブレース電源か、相対契約済みかどうか」などの電源環境に応じて登録や提出もしくは記載が不要なものがあれば明示願いたい。例えば、新設電源であれば、「受電地点特定番号」、「系統コード」、「発電BGコード」、「需要BGコード、計画提出者コード」等は電源情報等登録時に登録できない場合も有り得ると思料するがいかがか。	
149	第4章 参加登録	20	意見：新設電源の場合は受電地点特定番号が不明のため、その場合の記載方法も明記していただきたい 理由：容量市場と同様に別途マニュアルで説明があると思われるが、本要綱だけを見たときに不明確であるため	
150	第4章 参加登録	19	表中「電源等情報（基本情報）」制度適用開始年度について系統連系の時期が一般送配電事業者側の理由等により、変更になった場合の扱いはペナルティなしで制度適用開始年度を変更できる旨の明記すべきと考えます。 （理由）接続検討回答書において、送電線連系時期を把握することは可能だが、一般送配電事業者側の工事進捗等により送電線連系時期が遅延する可能性があり、この遅延は事業者が予測できないため。	個別事例を確認のうえ、判断します。
151	第4章 参加登録	19	「自家消費に供出する設備容量・自己託送に供出する設備容量・特定供給に供出する設備容量・特定送配電事業者に供出する設備容量」に関する証憑について、該当する場合のみの提出という理解でよいか。また、該当する場合接続検討申込資料の写しで問題ないか。	提出資料については、該当する場合のみ提出で問題ありません。 該当する容量が、接続検討申込資料で確認できる場合は、申込書の写しを添付資料として提出願います。
152	第4章 参加登録	19	3. 電源等情報の登録における提出資料の接続検討回答書について、当該設備仕様変更となった場合に接続検討回答書を再度受領する必要がある場合は、設備仕様変更前の受領済みの接続検討回答書でも対応可能としていただきたい（系統容量は変更なしの前提）。	基本的に、電源等情報の登録時に必要となる提出書類は、電源等情報の登録期間中に提出して頂きます。 ただし、合理的な理由がある場合には提出期限の延長を認める場合があります。
153	第4章 参加登録	19	詳細情報に関して、「供給力提供開始時期」は年度記載（yyyy年度）か、もしくは月日記載（yyyy年mm月dd日）等となるのか明示願いたい。	供給力提供開始時期は、年度単位となります。
154	第4章 参加登録	19	(5)安定電源の登録項目および提出書類：送電端設備容量と接続検討回答書の容量は一致していなくても問題ないという理解で良いでしょうか。送電可能なことの証憑であるならば、送電端容量よりも接続検討時の送電容量が上回ることが問題ないものと考えております。	ご理解のとおりです。接続検討回答書では、接続できる容量が本オークションに参加可能な設備容量（送電端）以上であること確認させていただきます。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
155	第4章 参加登録	19	自家消費に供出する設備容量について 蓄電池の場合は、所内負荷や受変電設備の負荷がわかるメーカーが作成した書類の提出でよい か。	自家消費に供出する設備容量については、自家消費の設備容量が確認できる書類を提出ください。また、所内電力 については提出資料は必要とせず、設備容量（発電端）から所内電力を控除した上で、本オークションに参 加可能な設備容量（送電端）を算定願います。
156	第4章 参加登録	19	ノンファームについて ノンファームの電源についても本オークションの参加および入札の審査においてファーム接続 の電源と取り扱いに差はという認識でよいか。	ご理解のとおりです。
157	第4章 参加登録	19	a. 入札時に提出する書類の中で、機器名や設備業者名（サプライヤー名）を記載する必要がある か明示頂きたい。 b. 上記(a)の回答が「はい」の場合、落札日以降に機器や機器サプライヤーを変更することは 可能ですか？電源開発事業者は、数年先に建設されるプロジェクトについて、特定の機器やサ プライヤーを確約することはできないため、入札、落札日以降に機器や機器サプライヤーを変 更できることは重要であると考えています。 c. 機器サプライヤーの変更によって建設コストの修正がある場合、落札価格の修正を求められ る可能性はあるか明示頂きたい。	本制度として、機器名や設備業者名を求めることは想定しておりません。 ただし、接続検討申込書や接続検討回答書等の提出書類に機器名や設備業者名が記載されることは想定されます。 機器名や設備業者名のみの変更であれば当該提出書類の再提出は不要です。 建設コストの修正による落札価格の修正はございません。
158	第4章 参加登録	20	需給調整市場の参加について 本制度で落札している蓄電池が需給調整市場の参加する際は、発電リソースとして参加するの かネガボジリソースとして参加するか等の指定はあるか。	本制度に参加している電源の需給調整市場への参加に関する制約はありません。
159	第4章 参加登録	20	P20 表の登録項目「サプライチェーン支援制度適用の希望の有無 拠点整備支援制度適用の希 望の有無」の情報欄が空欄だが、「水素・アンモニア火力に限った登録項目」と記載してはど うか。	ご指摘のとおり修正いたします。
160	第4章 参加登録	20	P24_ 応札容量の最小値について 「（４） 応札容量の最小値は「第3章 募集概要 3.募集内容（５）参加登録した事業者 が登録可能な電源」の電源等要件に記載された、電源等区分毎の送電端設備容量の要件を参照 ください。」となっておりますが、応札容量は、調整係数を乗じた値となるため、「参加登録 した事業者が登録可能な電源」の送電端設備容量とは異なるのではないのでしょうか。	ご指摘を踏まえ、第5章 応札方法（４）の「応札容量の最小値は「第3章 募集概要 3.募集内容（５）参加登録 した事業者が登録可能な電源」の電源等要件に記載された、電源等区分毎の送電端設備容量の要件を参照くださ い。」の記載は削除します。
161	第4章 参加登録	20	3、電源等情報の登録において「相対契約上の計画変更締切時間」の記載を求めています が、相対契約の締結予定が未定の場合は未定の記載で問題ないでしょうか。	電源等情報の登録時点において、相対契約の締結予定が未定の場合は未定とし、締結後に変更登録をお願いします 。
162	第4章 参加登録	20	3、電源等情報の登録において「電源の起動時間」が約定後に機器メー変更等により修正が 発生した場合の対応はどのようにすればよろしいですか。。	速やかに電源等情報の修正をお願いします。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
163	第4章 参加登録	20	意見：新設受電地点特定番号が任意の番号であった場合、応札電源の重複が不明確であると想定されるため、同一電源により複数入札できないようにルール整備いただきたい 理由：容量市場のようなシングルブライソークションでは同一電源で複数入札するインセンティブはないが、マルチブライソークションの場合は同一電源で複数の価格で入札し、価格の高い約定価格以外を退出させることが可能となり、オークションの健全性が毀損される可能性のあるため	本オークションの参加において、同一電源での複数応札は原則認められておりません。明確化のためその旨記載させていただきます。 万が一、記載頂いたように同一電源での複数応札を行った場合、応札価格の監視や容量確保契約締結時などにて内容を確認し、場合によっては容量市場の健全な運用を妨げる行為とみなされ、ペナルティが科されることがあります。
164	第4章 参加登録	20	(5)安定電源の登録項目および提出書類：LNG専焼火力等のCN燃料を混専焼しない電源の応札については、「サプライチェーン支援制度」「拠点整備支援制度」を適用する可能性がないため、両制度適用の希望の有無について、無回答もしくは「無」と回答するという理解で良いでしょうか。	「サプライチェーン支援制度」「拠点整備支援制度」については、水素混焼火力または水素専焼火力、アンモニア混焼火力に限定されますので、その他の電源は登録不要となります。 募集要綱にその旨反映します。
165	第4章 参加登録	20	P20,22_スクラップ&ビルドについて 「スクラップ&ビルドの建て替え後の電源～」とありますがスクラップ&ビルドのスクラップ前の電源は長期脱炭素電源オークションに落札している電源が条件となりますでしょうか。その場合は以下のように記載してはいかがでしょうか。 「長期脱炭素電源オークションに落札された電源のスクラップ&ビルドを行い、建て替え後の電源～」	ご指摘のとおり修正いたします。
166	第4章 参加登録	20	「電源等情報」のうち、「自家消費に供出する設備容量」を示す書類の提出にあたり、発電設備の周辺設備の単線結線図等を求められると、審査に専門知識が必要となるだけでなく、本件に無関係な機密情報も含まれるため、提出は、単に容量を示す証明書だけに留め、そのフォーマットを提示して頂きたい。	自家消費に供出する設備容量の証憑書類については、自家消費に供出する設備容量（計画している自家消費量）が確認できる資料の提出をお願いします。
167	第4章 参加登録	23	4、期待容量の登録において、期待容量を調整係数及び、自家消費等の容量を除いた容量よりも、さらに設備劣化を考え任意の容量をさらに除いても問題はないでしょうか。	期待容量は、自家消費等の控除および調整係数による補正を反映し算出頂きます。 設備劣化による容量の減少を考慮する場合は、応札容量算定時において劣化等を考慮し、適切な値にて応札して頂きますようお願いいたします。
168	第4章 参加登録	23	期待容量の登録に係る提出書類としての期待容量等算定諸元一覧に、入札価格に係る諸元を含む場合は、この提出時期を応札の受付期間までとして頂けると幸いです。	基本的に、期待容量の登録時に必要となる提出書類は、期待容量の登録期間中に提出して頂きます。 ただし、合理的な理由がある場合には提出期限の延長を認める場合があります。
169	第4章 参加登録	23	電源ごとの調整係数について ・長期脱炭素募集要項および約款を拝察すると、これまでの案のように落札額×調整係数が単年度支給額になるというところがクリアに読み込めません。具体的に要綱または約款のどこを見ればよいのか、（そもそも調整係数をかけて補助金の金額とするという概念そのものがなくなったのか）明記下さい。 ・また、仮に上記の通り単年度の補助金が落札額×調整係数の場合、調整係数は補助金支給期間を通じて不変としていただきたい。異なる入札年度においてことなる調整係数を用いられることは理解できるが、ある落札年度プロジェクトが、プロジェクト期間を通じて調整係数が変わるようでは、将来の年間の支給額変動することとなり、資金計画が見込めないため。	長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款（案）第6条に記載のとおり、容量確保契約金額は以下の算定式となります。 「容量確保契約金額＝契約単価×契約容量－調整不調電源に科される容量確保契約金額の減額」 契約容量とは、期待容量を上限として事業者が設定した応札容量であり、調整係数を乗じた後の容量となります。 なお、調整係数（月および年間）は、応札年度に公表された値が制度適用期間（原則20年間）を通じて用いられます。 応札容量の詳細については、今後公表される業務マニュアル・説明会資料をご確認ください。 また、入札価格を算定する際の容量については、資源エネルギー庁における制度検討作業部会第十一次中間とりまとめ(P28)にて整理されておりますのであわせてご確認ください。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
170	第4章 参加登録	23	安定電源の期待容量の算定方法として、公表された調整係数を用いて算出された期待容量を上限とする旨記載がありますが、「供給ガイドライン」の「容量市場における期待容量の算定方法」において、「算定期間は第5年度とする」となっております。供給力提供開始年度と一致しないことも想定されますが、公表された調整係数を用いて算出された期待容量を上限とすればよいという認識でよろしいでしょうか。	調整係数は、応札年度に公表する値を制度適用期間（原則20年間）において用いられます。一度落札された電源の調整係数が、制度適用期間において変更することはございません。なお、調整係数は参加登録前に公表予定です。
171	第4章 参加登録	23	4.（2）「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」とはなにか？ご開示ねいがあります。また、約款には調整係数として変動電源の各調整係数が記載されていますが、安定電源の調整係数は起債されていませんが、「同供計ガイドライン」に記載されているのでしょうか？	「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」については、以下をご参照ください。 資源エネルギー庁ホームページ 供給計画の届出に係るガイドラインについて https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/001/
172	第4章 参加登録	23	調整係数について、公表される値が月毎なのか、年間なのか不明であり、かつその調整係数をどのように用いて期待容量を算出すべきであるのか、募集要項上、明確にしてください。	
173	第4章 参加登録	23	4.（2）調整係数について H29/10/18「容量市場の在り方等に関する検討会」（資料4）P16に「参加登録後に調整係数を通知」とありますが、調整係数はオークションに参加するかを決める最重要事項になりますので、3年程度の将来にわたって数字を事前に公表していただきたくお願いいたします。	
174	第4章 参加登録	23	期待容量を算出するための調整係数について、実需給開始年度～制度終了年度まで同じ値を使用するという理解でよいか。	
175	第5章 応札方法	24	(4)にて、応札容量については、期待容量を最大値とするとの記載であるが、調整係数は毎年度異なるため、それを用いて算出する期待容量も毎年度異なる。 そのため、制度適用期間中においては、応札容量が期待容量を上回る年度が発生することも考えられるが、その取扱い方が不明瞭。 容量確保契約容量＝応札容量なのか、毎年度提示される調整係数により再計算がなされるものなのかによりペナルティの額も変わってくるため明らかにして欲しい。	
176	第4章 参加登録	23	4. 期待容量の登録について、調整係数を用いて算出された期待容量を上限として設定する際に、算出例を記載いただければ間違いのない期待容量の設定ができると思います。	今後公表予定の業務マニュアルや説明会時の反映について検討させていただきます。
177	第4章 参加登録	23	「4. 期待容量の登録」の節にある期待容量の算定方法について、蓄電池の場合は、「(蓄電所の設備容量)－(所内消費電力)」が直接に期待容量とはならず、充放電量の制御システムがPCSを介して連系点の設備容量を超えない値に調整を行います。「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」を見ますと、「(大気温及びダム水位低下当の影響による能力減分)」により期待容量を減算できるようになっていますが、充放電量の制御システムによって調整された能力減分についても、同様に扱うことで、蓄電池の期待容量を連系点の設備容量にあわせることで問題ないでしょうか。	本オークションに参加可能な設備容量（送電端）は、接続検討回答書に記載された連携可能な容量が最大値となります。
178	第4章 参加登録	23	期待容量に関して、例えば蓄電池では設備容量に対して放電継続時間等をかけ合わせることで期待容量を算出すると思料しているが、当該放電継続時間に関して各月（各日）の最大時間（例えば3時間/日など）は定められているか確認したい。定められている場合、当該時間を提示願いたい。	放電継続時間は、設備諸元を基に事業者にて設定頂く値であり、各月（各日）の最大時間の定めはありません。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
179	第4章 参加登録	23	<p>【該当箇所】</p> <p>4. 期待容量の登録（2） 期待容量の算定方法 電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン（以下「供計ガイドライン」）に基づき、算定します。ただし、公表された調整係数を用いて算出された期待容量を上限として設定してください。</p> <p>【意見】</p> <p>調整係数は将来のあるべき電源構成に基づいて設定していただきたい。具体的には、長時間（運転継続時間4時間超）の揚水発電や蓄電池の調整係数を現時点よりも高く、短時間（運転継続時間4時間以下）の調整係数を現時点と同等あるいは小さくすることを検討いただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>今後、太陽光発電比率の増加に伴い、出力抑制の長時間化が想定されることから、発電およびポンプアップ（放電および充電）時間の長い揚水発電や蓄電池の必要性が増すため。</p>	<p>本制度措置における調整係数は、建設リードタイムを経た後の運転開始から基本的に20年間という長期間の制度適用期間における調整係数を設定する必要があります。しかし、調整係数の算定の前提となる供給計画は、当該年度以降10年間の計画しかないことから、入札時点において、制度適用期間の全期間における調整係数を設定することは困難であり、次善の策として、最も長期的な需給状況を反映した「入札時点から9年後の調整係数」を、制度適用期間の全期間において適用し、容量収入を算出することと、資源エネルギー庁における制度検討作業部会の第八次中間とりまとめで整理されております。</p>
180	第4章 参加登録	24	<p>容量確保契約金対象なる資本費と運転維持費について、基本的に、固定的費用がこれらに含まれ、変動費が可変費扱いになるものと理解しておりますが、開示されている長期脱炭素電源オークションガイドライン（案）等に記載の基準以上に詳細かつ明確な区分（燃料費以外は全て固定費とする、等）を規定して頂けると幸甚です。若しくは、いずれにも区分し得る項目（人件費や、契約の内容次第でのO&M費用等）がある場合、どちらに区分するかは、事業者側の合理的な判断に委ねられるとの整理として頂けると幸甚です。特に、可変費として判断した合理的な費用を、落札後に「応札価格に含めるべきもの」という理由で費用否認され得る仕組みですと、事業として大変厳しくなります。</p>	<p>固定費と可変費は様々なものがあり、網羅的に列挙することには限界があることから、長期脱炭素電源オークションガイドラインに記載されている内容以上に詳細かつ明確な区分を規定することは、予定しておりません。ただし、個別具体的な費用が可変費として認められるかについては、詳細に費用の内容をご説明いただければ、電力・ガス取引監視等委員会から回答させていただくことは可能ですので、電力・ガス取引監視等委員会まで御相談ください。</p> <p>なお、御指摘のように、運転維持費の中には、例えば、消耗品費のように、固定費と可変費のいずれにも区分しうる項目も想定されます。</p> <p>そうした項目については、応札時に、固定費と可変費の割合を決めて頂き、その比率にしたがって、応札価格に含める固定費と、他市場収益の計算における可変費に整理することとさせていただきます。</p> <p>例えば、応札時には、年間の消耗品費を100と見積もり、そのうちの1/2の50を固定費として応札価格に算入するのであれば、実際の制度適用期間におけるある年度の消耗品費の実績が110となった場合には、その1/2の55を他市場収益の計算における可変費として計上することとさせていただきます。</p> <p>（本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。）</p>
181	第4章 参加登録	24	<p>「2.募集内容（4）イ※落札後に速やかに国内法人を設立する前提でのコンソーシアム（事業計画書に記載した議決権保有割合の構成員を中心に構成されるものに限る）を含みます。コンソーシアムの場合は代表企業が応札してください。」とあります。落札以前に設立済みのSPCがある場合、SPC名義での応札が必須となるのか、あるいは代表企業が応札して落札後に、SPCへの名義変更が可能なのかご教示いただきたい。</p>	<p>電源を自ら維持・運用しようとする企業が応札をお願いします。</p>
182	第4章 参加登録	24	<p>応札容量を算出する際の調整係数については、応札時の応札容量を算出する際のみを利用されるという理解でよいか。毎年、調整係数が定義され、それに応じて容量確保契約に係る応札容量が変動することはないか。また、落札後に調整係数が変更となった場合に、その変更に応じて、落札した容量確保金額が修正されることはないかどうかについて確認させていただきたい。</p>	<p>調整係数は、応札年度に公表する値を制度適用期間（原則20年間）において用いられます。一度落札された電源の調整係数が、制度適用期間において変更することはございません。</p> <p>なお、調整係数は参加登録前に公表予定です。</p>

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
183	第4章 参加登録	24	(4)の「第3章 募集概要 3.募集内容」は「第3章 募集概要 2.募集内容」が正しいのでは？	ご指摘のとおり修正します。
184	第4章 参加登録	24	(5)「長期脱炭素電源オークションガイドライン」とは何でいつ、発表されるのでしょうか？質問12にて問い合わせた「容量市場業務マニュアル」とは違うと理解してよいでしょうか？	長期脱炭素電源オークションガイドラインは、資源エネルギー庁より2023年7月11日に策定され、公表されております。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/choukigl_20230711.pdf
185	第5章 応札方法	24	第5章(5)が参照する「長期脱炭素電源オークションガイドライン」P7～9に関し、蓄電池の劣化を想定すると、落札した容量を20年間維持するため、①蓄電所建設段階で、落札した容量を超える蓄電池を設置する、②PJ期間中に、蓄電池を追加取得する、③蓄電池のメンテナンス契約の中で、メンテナンス業者が入れ替えを行う又は追加設置する、3パターンが少なくとも想定されます。 ①の場合は、落札した容量を超える部分の蓄電池取得コストも建設費に含められる理解ですが、その理解で正しいでしょうか。 ②の場合、追加取得費用は、運転維持費に含められるという理解で宜しかったでしょうか。 ③の場合、メンテナンス費用として運転維持費に含められるという理解で宜しかったでしょうか。	①、③はご理解のとおりです。 ②については、追加取得費用は、費用の性質として建設費と同様であることから、建設費に含めることとしてください。 この場合、設備・機器の想定使用期間が制度適用期間を跨ぐ(超える)場合は、制度適用期間に含まれる期間の比率で按分した金額のみに限定することが必要です。 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
186	第5章 応札方法	24	第5章(5)が参照する「長期脱炭素電源オークションガイドライン」P7～9に関し、地代は運転維持費に明記されていないように見えます。土地を取得するのではなく、賃借を想定する場合、地代は運転維持費に含められる理解で宜しいでしょうか。 また、PJに真に必要なコストのうち、固定費に該当する部分は、基本的に運転維持費に含められる理解ですが、その理解で宜しかったでしょうか。 含むことが出来ない固定費がもしあれば、ご教示下さい。	地代(賃借料)については、運転維持費に含めることが可能です。 また、御意見の通り、PJに真に必要なコストのうち、固定費に該当する部分は、運転維持費として応札価格に含められます。 なお、建設費・運転維持費に含まれる項目について、発電所の建設又は維持管理に必要な固定費として電力・ガス取引監視等委員会に合理的に説明することができるのであれば、応札価格に計上できますが、個別の項目を1つ1つ明文化することは差し控えてさせていただきます。 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
187	第5章 応札方法	24	第5章(5)が参照する「長期脱炭素電源オークションガイドライン」P7～9に関し、「建設費」に脚注として、「29国や県・市町村から、応札対象の発電設備・蓄電池の初期投資に対して補助金を受けている場合は、その金額を控除。本制度で落札した後に、補助金を受けることは禁止(判明した場合は契約解除。水素・アンモニアのサプライチェーン支援制度・拠点整備支援制度は除く。)」と記載あります。 これは、同じ建設費、同じ運転維持費、同じ事業報酬でも、補助金の方だけ、オークション収入を下げて入札が可能のため、補助金をすでに受け取っている事業者が、入札において競争力を有するルールという理解で宜しかったでしょうか。 入札価格では補助金の有無は問わず、実際のオークション収入から補助金分を控除するという建付が、公平であるように思われました。	ご理解のとおりです。 御指摘の方法を採用した場合、本制度での容量拠出金による負担が大きい方の案件が落札することになりかねないことから、適切ではないものと考えております。 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
188	第5章 応札方法	24	第5章(5)が参照する「長期脱炭素電源オークションガイドライン」P7～9に関し、事業税は(資本割)は、「建設費×自己資本比率43%×税率」と記載されております。自己資本比率は、約款(様式2)事業計画書別紙2の資金計画書に記載した自己資本比率ではなく、一律43%で計算されることになりますでしょうか。	ご理解のとおりです。 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
189	第5章 応札方法	24	第5章、応札方法(1) システム登録を行った際、登録が問題なくされていることを確認するすべはあるのでしょうか？システムやネットワークのエラーをどの様にリジェクトすることができるのでしょうか？	容量市場システムに応札情報を登録した後、応札情報が登録された旨がメールにて通知されます。また、システム上で応札状況を確認することが可能です。詳細は別途公表する業務マニュアルをご確認ください。
190	第5章 応札方法	24	第5章、(3)(5) 応札価格は円／キロワット／年とのことだが、単位が、JPY***／kW・hではなく、JPY***／kW・yearということか。1年間に何日、何回／日の発電をするものと考えればよいか。1日1回、365回／年か。また、蓄電所の場合は、充電1回・放電1回/日なのか。蓄電所の場合、所内消費電源以外の充電または放電に係る電気量の電気代は入札額相当になるのか。または、充電に係る費用のみは所内消費電源と同様の電気代がかかるのか。その場合、電力会社との電力需給契約はどうなるのか。	応札価格は、年間当たりの応札価格に織り込むことが認められるコストを算定し、事業者にて設定いただきます。応札価格に織り込むことが認められるコストに関しては、「長期脱炭素電源オークションガイドライン」をご確認をお願いします。 また、落札電源のリクワイアメントについては、長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款（案）および今後公表予定の業務マニュアルにてご確認をお願いします。
191	第5章 応札方法	24,25	応札価格の計算に当たり、事業会社の株主乃至株主子会社・関連会社がEPC（一部請負含む）、O&M（一部請負含む）及びその他本事業に関連するいかなる業務に対して対価を得た場合、事業報酬（WACC上限5%）の内数に含むように明記して頂きたい。	資本費、運転維持費は、発電所の建設又は維持管理に必要な固定費として電力・ガス取引監視等委員会に合理的に説明することができるのであれば、応札価格に算入可能です。 また、事業報酬は、入札時点において、将来の本制度対象費用のキャッシュフローベースの支出計画を作成し、税引前WACC5%が確保できる均等化コストと単純平均コストの差額で算定します。 そのため、落札事業者が、自身の株主、子会社等に業務を委託するか否かに関わらず、必要となるコストおよび事業報酬5%を上限に応札価格とすることができます。 なお、入札価格の監視では、建設費、人件費、修繕費、経年改修費、その他の委託費や消耗品費等について、競争を伴う入札や相見積りを行っている場合は、原則その金額を適切な金額と認め、競争を伴う入札や相見積りを実施していない場合や特命発注を行う場合は、不当に高額な金額となっていないことを確認いたします。 （本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。）
192	第5章 応札方法	25	(12)の応札価格については「長期脱炭素オークションガイドライン」を参照とありますが、ガイドラインの応札価格の監視方法に上限価格の算定にあたって用いた諸元の2倍の水準」を超えると合理的な理由を除きとありますが、蓄電池に限って考えると蓄電池の劣化率を考えた場合、供給力提供開始当初は3時間を下回ることが無い電池容量で設計しますが、10年も経過すると経年劣化で3時間が守れなくなり、蓄電池を総入れ替えも考えると、経年改修費で見込む必要がありますが、内訳的には運転維持費に含まれており、諸元等の2倍の水準を超えとおもわれます。蓄電池に限ってはどのように蓄電池の劣化を考えて設備維持費を計上するかをご教授願います。	経年改修費については、資源エネルギー庁に確認した結果、費用の性質として建設費と同様であることから、建設費に含めることとしてください、との見解を得ております。 この場合、設備・機器の想定使用期間が制度適用期間を跨ぐ（超える）場合は、制度適用期間に含まれる期間の比率で按分した金額のみに限定することが必要です。 （本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。）
193	第5章 応札方法	25	応札価格の監視は、あくまでも落札者選定の過程で行われるもので、監視の結果、落札後に取り消しやオークション収入の減額がなされることはない理解ですが、その理解で正しいでしょうか。 仮に、落札後も取消やオークション収入の減額がなされるケースがある場合、どのような時にそのような事態が生じ、そのような事態が生じるリスクはどの段階まで（いつまで）ございますでしょうか。	落札後は、リクワイアメントを満たさなければ本制度からの収入は減額されます。また、物価変動も毎年反映されますので、物価低下の場合は、収入が減額されることとなります。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
194	第5章 応札方法	25	<p>【対象箇所】第5章 応札方法</p> <p>【意見】 応札価格の監視に関して、長期脱炭素電源オークションガイドライン（P10）によると、建設費、人件費、修繕費、経年改修費、その他のコスト（委託費、消耗品費等）のエビデンスとして代表印が押された証憑が必要となる旨記載あるが、代表印は不要として頂きたい。</p> <p>【理由】 見積書等に関しては代表印が押印されないことが一般的であり、また政府方針の押印規制見直しの整合性を取るため、代表印は不要とするべきである。</p>	<p>見積書に関して代表印は不要ですが、その真偽に疑義が生じれば、説明を求めることがあります。</p> <p>また、見積書を電力・ガス取引監視等委員会に証憑として提出する際には、その頭紙に、応札事業者の代表印を押して、提出するようにしてください。</p>
195	第5章 応札方法	26	(11) 「応札価格の修正（低減）」 or 「取り下げ」は事業者で選択可能なか確認させていただきたい	電力・ガス取引監視等委員会による応札価格の監視の結果、個別の費用項目について、応札価格に含めることが認められない金額が含まれていた場合には、事業者にて、応札価格の修正または、取り下げの何れかを選択し対応していただきます。
196	第5章 応札方法	25	<p>応札価格については、年単位の価格で入札するものとの理解。あくまで年単位の応札価格が低い事業者が落札となる認識だが、制度適用期間全体におけるTotalの容量確保契約金は考慮されないのか。</p> <p>例)</p> <p>①発電容量500MW、制度適用期間20年、20年間のTotalの容量確保契約金1,000億円⇒年単位の応札価格は50億円÷500MW=10,000円/kW/年</p> <p>②発電容量500MW、制度適用期間30年、30年間のTotalの容量確保契約金1,200億円⇒年単位の応札価格は40億円÷500MW=8,000円/kW/年</p> <p>この場合は①ではなく②が落札されるということになるのか？制度適用期間の長さは考慮されるのか？20年超が検討可能となる条件と合わせてご教示いただきたい。</p>	<p>本制度は、様々な脱炭素電源への新規投資案件が、電源種混合で競争する制度であり、応札案件毎に、容量（kW）や制度適用期間（年）も異なることから、制度適用期間における総額（円）自体で比較することは適切ではないことから、1年当たりのkW単価（円/kW/年）で競争することとしています。</p> <p>応札事業者が希望する場合は、制度適用期間を20年超とすることが可能です。</p>
197	第6章 落札電源および約定価格の決定方法	26	<p>第6章 落札電源及び約定価格の決定方法</p> <p>・蓄電池において、充放電の電力量に関しては電力売買が発生するものか？</p> <p>充電電力量の充電電気代と、放電電力量の放電電気代に価格差が生じるものか？</p>	電力の売買については、事業者にて実施される項目であり、本制度の落札電源および約定価格の決定方法には影響ありません。
198	第6章 落札電源および約定価格の決定方法	26	<p>第6章、1.落札電源の決定(1)</p> <p>発電原価（建設コスト）が高い電源は入札額が高くなるため、落札電源種別が偏ることにならないか。</p> <p>落札できないことにより、将来的に落札できない電源の建設が抑制されることにならないか。</p> <p>または、そのように制度設計されているのか。</p> <p>落札電源の決定について文脈が複雑の為、フロー等でご説明いただくと更に理解がしやすいと感じました。</p>	<p>本制度は、様々な電源種の脱炭素電源による競争制度であるため、原則として、募集量を電源種ごとに分けることは想定されておりません。</p> <p>落札電源および約定価格の決定方法は、制度詳細説明会で図などを用いて説明する予定です。</p> <p>落札電源および約定価格の決定方法は、手順の前に概要を説明するよう修正させていただきます。</p>
199	第6章 落札電源および約定価格の決定方法	26	<p>第6章、1.落札電源の決定(1)</p> <p>第6次エネ基（2030想定発電電力量単価）資料の中水力のkwh単価にくらべ、蓄電池の市場kwh単価は高価である。「揚水式水力・蓄電池」というように違う発電単価の脱炭素電源で容量を規定すると偏りをみせるため、各々分けた方が良く考える。</p>	資源エネルギー庁における制度検討作業部会の第十一次中間とりまとめで整理されたとおり、揚水・蓄電池は変動性再エネの調整力として同様の機能を有しており、重要性が増しているため、できる限り同じ土俵で競争し、費用対効果の高いものが選択される形にすべきであると考えております。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
200	第6章 落札電源および約定価格の決定方法	26	<p>土地の所有者との間で、落札した場合は、土地を売却することをお約束をいただいております。</p> <p>他方、当該土地の所有者からは、同じくオークションに参加予定の別の業者から、同種のオファーが来ているため、落札できた方に土地を売りたいとのことでした。</p> <p>そのような場合に、仮に同じ地番の土地で応札があった場合は、入社価格が低い一方の事業者のみを採択し、別の事業者を落とすような仕組みをご検討いただけますでしょうか。</p> <p>仮に、2社が同じ土地で落札した場合には、落札価格が高い事業者のほうがプロジェクトコスト等に余裕を見ており、結果事後的に土地を手当てする際に高い価格を提案する余裕があり、落札価格が低い事業者が市場退出せざるを得ない状況が生じてしまうことを懸念しております。</p>	<p>本オークションは応札情報の登録完了を以て、応札事業者が容量確保契約の申し込みを行ったものとなり、約定結果の公表内容に従って当機関との容量確保契約が成立します。</p> <p>また、土地取得も含めて事業実現性を確保した上で応札頂くことを想定しているため、ご提案のような仕組みを導入することは考えておりません。</p>
201	第6章 落札電源および約定価格の決定方法	26	<p>落札後に締結する『容量確保契約書』の締結時期は2024年度（2024年4月以降）になる予定でしょうか。2023年度中の契約締結になる場合もありますでしょうか。</p>	<p>約定結果の公表（容量確保契約書の締結）については、応札の受付期間終了から3ヶ月を目途としておりますが、応札価格の監視状況等に応じて前後する可能性があります。</p>
202	第6章 落札電源および約定価格の決定方法	27	<p>1. 1事業者が複数の価格で提示することは可能か確認させていただきたい。（例えば1万キロワットは50,000円/キロワット、3万キロワットは53,000円/キロワットなど。オークション方式がマルチプライス式のため。）</p>	<p>応札単位は電源毎となり、電源毎に応札価格を一つ決めて応札していただきます。</p> <p>1電源での重複した電源等情報の登録および複数の応札はできません。</p> <p>その旨募集要綱にて明確化させていただきます。</p>
203	第6章 落札電源および約定価格の決定方法	27	<p>落札電源の決定方法については、ア～ケに記載のとおりの内容で、応札価格の低い順から落札電源が決定されるとのことですが、応札価格以外に、例えば採用予定のメーカーが国内企業である場合に評価が高くなされるなどの評価項目はないと理解してよいでしょうか。中国等、海外のメーカーであっても、応札上不利とされることはないでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
204	第6章 落札電源および約定価格の決定方法	28	<p>4.(1)「コンソーシアムとして応札する場合には、代表企業が容量確保契約の申込みを行ったものとして、・・・容量確保契約が成立するものとし」とあるが、この「代表企業」というのは出資比率に関係なく、当該コンソーシアムに所属予定の企業から申し込むという理解でよいのか。</p> <p>例：出資比率10%予定だが、代表企業として申請する</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
205	第5章 応札方法	28	<p>4. 落札後の手続き等(3)：落札電源の供給計画計上のタイミングは事業者の任意という理解でよいでしょうか。</p>	<p>落札電源の供給計画計上のタイミングは、供給計画のルールに基づき計上をお願いします。</p>

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
211	第7章 契約条件	30	接続検討の回答を受領して応札し、落札した後に、系統連系の申込を行う予定であります（連系保証金の支払いは落札後に行いたいため）。この場合に、系統連系の申込みを行った際、電力会社から再接続検討（あるいは再接続検討までは要しないが容量の減量）を要請される場合もあり得ます。その上で、接続可能な容量が応札時の内容から減じた場合（連系できなかった場合も含む）は、ペナルティの対象外としていただきたいです。また、ペナルティなしで市場退出も可としていただきたいです。	個別の事象に関しては、個別事象およびその事象を証明できる証憑とともに個別に確認して参ります。
212	第7章 契約条件	30	2. 容量確保契約金額に関する調整（1）の「応札価格に織り込むことが認められる金額よりも実際の工事費負担金が高くなった場合」とあるが、この場合の選択肢は「継続」or「撤退」でのみ「金額を上げて継続」の選択肢はないか確認させてほしい。（オークション時の最も高額な契約単価以内の場合）。	価格競争によるオークションであり、落札後に応札価格を上げることはできません。
213	第7章 契約条件	30	2. （1）系統接続費の見積額と精算額の調整について、最新の見積額を参考に各事業者が妥当に設定されることが前提と考えますが、妥当に設定されたものではない（例えば、接続検討回答書の金額よりも著しく低い金額を設定している等）場合は不可抗力事由として取り扱わないことも検討いただきたい。	<p>応札価格において適切でない価格を設定している場合は、電力・ガス取引監視等委員会にて監視を実施し、必要に応じて事業者を確認を行います。</p> <p>また、ご指摘を踏まえ以下のとおり修正いたします。</p> <p>修正前： 「また、応札価格に織り込むことが認められる金額よりも実際の工事費負担金が高くなったことによる経済性の悪化の結果、市場退出する場合は不可抗力事由として取り扱い、市場退出ペナルティは科しません。」</p> <p>修正後： 「また、応札時点における接続検討回答書の系統接続費の最新の見積額（実際に応札価格に織り込んだ系統接続費の方が高い場合は、実際に織り込んだ系統接続費）よりも実際の工事費負担金が高くなったことによる経済性の悪化の結果、市場退出する場合は不可抗力事由として取り扱い、市場退出ペナルティは科しません。」</p>
214	第7章 契約条件	30	「燃料にアンモニア…を利用する火力発電が…サプライチェーン支援制度、拠点整備支援制度…を利用した場合」の取扱いについて記載されているが、本オークション応札者が両支援制度の両方または片方に応募するのではなく、両支援制度の両方または片方に応募する事業者が制度適用が決まった際に、当該事業者と燃料購入契約等を結ぶことを考えている場合、当該事業者が制度適用を受けられないときは、市場退出しても不可抗力事由となるか。	<p>募集要綱に記載のとおり、本オークションへの応札前に両支援制度の両方または片方の制度適用が決まっていなかった場合は、両支援制度の支援予想金額を控除して応札を行い、本オークションでの落札に伴う契約締結後、3年以内に両支援制度の両方または希望する片方の制度の適用を受けることが決まらない場合、または支援金額が支援予想金額よりも低くなった場合には、当該事由により市場退出するときは不可抗力事由として取り扱い、市場退出ペナルティは科しません。</p> <p>サプライチェーン支援制度、拠点整備支援制度の申込者が本オークションの応札者と異なる場合においても同様です。</p>
215	第7章 契約条件	30	長期脱炭素電源オークション落札後にSPCを設立しSPCへ権利譲渡する計画の場合、権利譲渡に関して電力広域的運営推進機関殿の同意が必要だが、相談のタイミングとしてはいつが適切か。（事業者登録前、応札前、等）	<p>コンソーシアムとして応札し、落札後にSPCを設立する場合は、約定結果の公表日から1年以内にSPCを設立して契約名義を変更する手続きを行う必要がございます。事業計画書提出時にその旨記載をお願いします。</p> <p>また、SPC設立については、「約定結果の公表日から1年以内」としてありますが、合理的理由により設立困難な場合は個別事情を確認する観点から「約定結果の公表日から原則1年以内」に修正します。</p>
216	第7章 契約条件	30	2. 容量確保契約金額に関する調整(1)：応札価格に織り込む系統接続費の参考にする接続検討回答書の見積額に関して、電源登録または入札のタイミングで見積有効期限内となっている必要はあるのでしょうか。	<p>接続検討回答書については、基本的に有効期限内であることが必要となります。</p> <p>有効期限内の接続検討回答書をご提出いただいた場合は、合理的理由の有無について確認させて頂く場合があります。</p>

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
217	第7章 契約条件	30	系統連系に係る工事が、一般送配電事業者の事由により、供給力提供開始時期の遅延および供給力提供開始期限日を超過となった場合の経済的ペナルティはどのような扱いになりますでしょうか。 接続検討回答書の系統連系に係る工事の所要工期は、あくまでも机上検討された結果であり、詳細検討後に変更となる可能性があるため。	不可抗力に当たるかは個別事象により異なるため、個別に判断させていただきます。
218	第7章 契約条件	30	募集要項（案）の第7章契約条件の2.（1）にて、実際の工事費負担金が高くなったことによる経済性悪化を理由とした市場退出は不可抗力事由としペナルティの対象外とする旨記載がございます。一方、容量確保契約約款（案）の第12条では、第11条記載の市場退出をした場合経済的ペナルティを科す旨記載がございます。どちらかが正となるのか明確化をお願い致します。尚、事業者のコントロールの範囲外の自由であり、金融機関としてはペナルティの対象外とされるべきものと考えます。	約款の第11条第1項第5号と第12条第2項に記載のとおり、第11条第1項第5号の事由により市場退出となった場合、不可抗力事由として取り扱い、経済的ペナルティを科さないこととします。
219	第7章 契約条件	31	3.市場退出の（3）について通知された経済的ペナルティに対して異議がある場合には、どれくらいの期間までに貴機関に申し出ることができるかを具体的に示してほしい。	市場退出については、個別に対応させて頂いておりますので、ルールとしての異議申立の期間は設けておりません。
220	第7章 契約条件	31	a. 5%の税引前WACCは、入札評価における事業報酬（容量確保契約金額）の計算にのみ使用されることを、ご確認いただきたく存じます。 b. 落札後、事業報酬（容量確保契約金額）はマクロ経済状況に応じて毎年見直し、調整することになるか否か、明示頂きたく存じます。例えば、インフレ率や金利が入札時と大きく変化している可能性があり、これに伴い事業報酬（容量確保契約金額）が変動するのか、など想定しています。 c. 上記(b)の質問と同様に、落札後、事業の状況に応じて事業報酬（容量確保契約金額）を毎年見直し、調整することになるか否か、明示頂きたく存じます。例えば、修繕費が入札時と大きく変わる可能性があり、これに伴い事業報酬（容量確保契約金額）が変動するのか、など想定しています。	a.WACCは、事業者の事業報酬の算定だけでなく、電力・ガス取引監視等委員会による応札価格の監視の際にも用いられます。なお、算定された事業報酬は他市場収益の還付の際の算定に用いられます。 b.事業報酬は毎年見直されるものではありません。容量確保契約金額は物価変動が反映されます。 c.見直しは物価変動のみを対象としております。
221	第7章 契約条件	31	意見：系統接続費の見積額は任意の金額ではなく、合理的な金額で織り込むこととしていただきたい 理由：系統接続費を合理的な金額ではなく任意の安い金額で見込んだ場合、実際の工事費負担金は当然事業者の事業計画より高くなり、実質的にペナルティ無しで市場退出できることとなり、結果的にオークションの正当性に疑義が生じるため	長期脱炭素電源オークションガイドライン脚注41において、系統接続費は、応札価格の監視において、事業者に算出の合理性を求めることとしておりますので、合理的な金額を計上してください。 また、御指摘を踏まえ、 「また、応札価格に織り込むことが認められる金額よりも実際の工事費負担金が高くなったことによる経済性の悪化の結果、市場退出する場合は不可抗力事由として取り扱い、市場退出ペナルティは科しません。」 を 「また、応札時点における接続検討回答書の系統接続費の最新の見積額（実際に応札価格に織り込んだ系統接続費の方が高い場合は、実際に織り込んだ系統接続費）よりも実際の工事費負担金が高くなったことによる経済性の悪化の結果、市場退出する場合は不可抗力事由として取り扱い、市場退出ペナルティは科しません。」 に修正します。 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
222	第7章 契約条件	32	4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ 4-2制度適用期間前 (2)アセスメント記載の通り、「容量確保契約約款 14条」に基づき、容量停止計画の調整等が行われる認識。同じ発電所内に複数の電源が存在し、メインオークションに参加する電源と長期脱炭素電源オークションに参加する電源がある場合、応札にあたっては号機単位情報が記載された電源等情報(詳細情報)が紐づかない認識であるが、ペナルティ管理はメインオークションと合わせて一元的に行われる理解でよいか。	本オークションに参加した電源は、応札単位(ユニット・号機)毎にアセスメントします。
223	第7章 契約条件	34	【該当箇所】 6.他市場収益の還付について 【意見・理由】 前項であげた上限価格での修正等が難しい場合、他市場収益での還付について調整をお願いしたい。具体的には、長期脱炭素電源オークションからの収入が実際に発生したコスト+事業報酬に満たなかった場合、他市場収益が還付対象となることにより、全体での収益が赤字となる可能性があるため、未達相当金額については他市場収益還付対象から控除いただきたい。例えば、当オークションにおいて、ある年度の容量収入が10百万円、他市場収益が5百万円、同年度にかかった実際の費用+事業報酬が12百万円とした場合、通常であれば他市場収益の9割(4.5百万円)の還付が発生し、事業者の収入は10.5百万円(10+0.5)となり、1.5百万円(12-10.5)の不足となる。このため、収入が12百万円になるまでは他市場収益の還付対象外とし、これを超えた部分のみを還付対象とすることを検討いただきたい。具体的には、他市場収益5百万円のうち、2百万円は対象外とし、3百万円の9割を還付対象とすることで、事業者の収入を12.3百万円(10+2+3×0.1)とすることを検討いただきたい。	いただいた御意見を適用した場合、増加した固定費を事後的に落札価格に自動的に反映することと同じこととなります。 しかし、本制度は価格競争により落札電源を決定する制度であることから、事後的な固定費の増加を事後的に落札価格に自動的に反映することは適切ではありません
224	第7章 契約条件	34	4年後の容量供給義務が開始するまでに完工した蓄電所で、JEPXや需給調整市場、オフテイク契約等に基づいて収入を得て、それは100%事業者の収入とすることが出来るのか、あるいは他市場収益の還付対象になるのか	供給力提供開始年度の翌年度(供給力提供開始年度が2025年度以前となる場合は、2027年度)から本制度の制度適用期間は開始しますが、制度適用期間開始前の際は、他市場収益の還付は不要です。
225	第7章 契約条件	35	「8.その他」(3)の大規模自然災害の具体的な定義(地震であれば電源立地市区町村の震度●以上、津波であれば電源立地市区町村の津波高さ●m以上、電源立地市区町村の特別警報有無)を明記すべきと考えます。 (理由)20年間の長期間に亘る事業であり、大規模自然災害の定義がその時々によって判断が異なると、容量提供事業者の事業計画に影響が出る虞があるため。	一律に定義することは困難であるため、個別事例を確認して判断します。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
226	第7章 契約条件	35	<p>複数の出資会社により設立された子会社が電源を持つ場合に、それぞれの出資会社のうち代表1社が応札することもあり得る。さらに、それぞれの出資会社がそれぞれで燃料を調達する以下のスキームも考えられ、その場合の他市場収益はそれぞれの売電先への卸契約とそれぞれの調達燃料費で計算することで問題ないか。なお、それぞれの卸契約には相対規律が求められる。</p> <p>また、この場合の証憑について、監視等委殿へ事前に了承を得ればそれぞれの出資会社から証憑を提出することも可能となる認識で問題ないか。</p> <p>問題ない場合、監視等委殿への事前確認の方法や時期、様式等はどのようになるか。加えて、証憑の提出方法はそれぞれが参加登録を実施の上、システムで提出することになるか。</p>	<p>各出資会社の間で電気の売買等のやりとりがなく、各出資会社がそれぞれ売電先に電気を卸す場合には、ご理解のとおり、他市場収益はそれぞれの売電先への卸契約とそれぞれの調達燃料費で計算することで問題ありません。</p> <p>また、証憑の提出は各出資会社から行うことで原則、問題ありません。その場合の事前確認は、他市場収入と調達燃料費が確定するまでの間に、確認時点での電力・ガス取引監視等委員会の問い合わせ窓口宛（電子メール）に御相談いただきますようお願いいたします。</p> <p>（本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。）</p>
227	第7章 契約条件	35	<p>本制度で建設する発電所の電気を、新電力が自社の小売需要で使う場合に、社内契約がない場合が想定される。その場合にも社内取引価格には相対規律が適用され、他市場収益の計算における他市場収入に使用されることとなるため、監視の対象となる社内取引価格の前提について、監視等委殿の了承を得ることで問題ないか。</p> <p>問題ない場合、了承を得る時期や具体的な内容、様式等はどのようになるか。</p>	<p>社内取引については、社外契約と比較可能な粒度で、社内取引の条件（量、価格、オプション等）を定めた文書を作成いただくようお願いいたします。なお、当該文書の内容を基に、社内取引価格が相対契約に対する規律を満たしていることを確認させていただきますので、契約締結時（相対契約に基づく供給開始前）に、電力・ガス取引監視等委員会の確認を受ける必要がありますが、様式は任意となります。</p> <p>（本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。）</p>
228	第7章 契約条件	35	<p>7.消費税相当額について、経済的ペナルティが課税対象となっている根拠をご教示ください。経済的ペナルティは罰則金に近い性格であり、消費税の対象となる対価を得て行った役務の提供ではないと考えられるため。</p>	<p>容量市場メインオークション同様に、経済的ペナルティが容量確保契約金額に達するまでは、供給力の取引による対価のため、課税対象として整理されております。</p>
229	様式2 事業計画書	1	<p>応札事業者（代表企業及び構成員含む）と接続検討回答書の名義が一致する必要がないことを明記すべきと考えます。</p> <p>（理由）本制度は新設電源の投資を促す制度であることから、長期脱炭素電源オークション落札後も、代表企業及び構成員の追加・削除・変更の可能性が考えられるため。</p>	<p>本制度に参加登録が可能な事業者は、必ずしもその設備を所有することは必要とされておらず、電源電気工作物の維持・運用業務について一義的な責任および権限を有していれば、参加登録が可能となります。そのため、応札事業者と接続検討回答書の名義が一致する必要はありません。</p>
230	様式2 事業計画書	1	<p>「コンソーシアムについては、落札した後に設立または利用する予定のSPCの出資比率及び議決保有割合（予定）を記載すること。」とあるが、自社単独SPCを設立する場合は代表企業のみ記載で良いか。</p>	<p>自社単独SPCを設立の場合は、代表企業のみ記載で問題ありません。</p>
231	様式2 事業計画書	1	<p>SPCの出資比率について 落札後に事業計画書に記載していた出資比率や構成員から変更があった場合の手続き方法を教えてほしい。また、募集要綱のP10における参加登録が可能な事業者であることに変わりがない限りにおいて、出資比率や構成員の変更により落札が取り消しにあるケースはあり得るか。</p>	<p>事業計画書については、事業の実施能力や事業継続の確実性について確認します。事業計画書提出時の確度の高い情報について登録いただくこととしておりますので、出資比率や構成員の変更については反映不要です。</p>
232	様式2 事業計画書	2	<p>供給力提供開始時期について 落札後、供給力提供開始時期が提供開始期限内である限りの変更がある場合（例：蓄電池の提供開始時期が2027年度から2028年度）は特段手続きを行えば問題ないという認識でよいか。なお、供給力提供開始が早いことにおける入札における加点等はないという認識で問題ないか。</p>	<p>供給力提供開始時期の変更は可能ではありますが、長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款第13条～第15条に記載のとおり、供給力提供開始時期の遵守がリクワイアメントとして課されており、変更のタイミングによっては、ペナルティが科される場合があります。</p>

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
233	様式2 事業計画書	2	アンモニア混焼にするための改修の場合、「当該電源の所内消費電力」はどのような考え方で算出するのでしょうか。改修後の全体の所内消費電力を混焼比率で配分するという理解でよろしいでしょうか。	当該電源の所内消費電力は、本オークションに参加する新たに生じる脱炭素kW比率で所内消費電力を按分し算出してください。 詳細については、資源エネルギー庁における第77回の制度検討作業部会で所内消費電力について整理されておりますのでご確認をお願いします。 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/077_03_01.pdf#page=14
234	様式2 事業計画書	2	「様式2 事業計画書」に接続検討回答書を添付するよう記載がありますが、この回答書の有効期限について記載を明確にいただけますでしょうか。 例えば、23年度オークションでの募集スケジュールにおいて、23年10月から電源等情報の登録受付の開始が予定されておりますが、この「様式2 事業計画書」を提出する際に、本オークションの約定結果の公表時期まで有効な回答書を添付する必要がありますでしょうか。現在受領している回答書の有効期限が、10月の電源等情報の登録受付期間から12月の応札受付期間までに失効する予定であり、この回答書の再取得に関するスケジュールを明確にしたいためです。	参加登録時点で、有効期限を失効している接続検討回答書は認められません。 ただし、やむを得ない事由により、有効な接続検討回答書の提出が、出来ない場合は、個別事情を確認させていただきます。
235	様式2 事業計画書	2	「2.応札電源の名称等、発電設備の出力」に記載すべき「長期脱炭素電源オークションに参加可能な送電端設備容量」は、約款 第2章6条記載の容量確保契約金額の「契約容量」とイコールの理解でよろしいか。ノンファーム制約ありの条件の容量であった場合、ノンファーム型接続に参加することを前提で見込んだ値を提出としてよろしいか。	ノンファーム制約がある場合においても、ノンファーム型接続に参加することを前提に「本オークションに参加可能な設備容量（送電端）」を申し込むことは可能です。 調整係数が設定された電源や、応札容量を事業者で任意に設定された場合は、「本オークションに参加可能な設備容量（送電端）」と「契約容量」が異なる場合がございます。
236	様式2 事業計画書	2	参加登録や応札において、法的許認可に関する記載や提出書類は、各電源に共通するものとしては「環境アセスメント」に関するものみとの理解で良いか。	募集要綱第4章の参加登録や今後公表予定の参加登録に関する業務マニュアルにてご確認をお願いします。 環境アセスメントの証憑は、下記リンク先に記載されており、方法書を提出したという以下資料を想定しております。 明確化のため、募集要綱にその旨記載させていただきます。 ・方法書手続を開始した旨が記載された事業者や関係地方公共団体のウェブサイト画面を印刷したもの ・方法書手続を開始した旨が記載された関係地方公共団体の公報や広報紙のコピー（方法書そのものでは手続を開始した証拠書類とは見なせません） 参考：資源エネルギー庁 設備認定申請における環境影響評価に関する添付書類について https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/20161205_announce.pdf
237	様式2 事業計画書	2	2.応札電源の名称等の記載項目に、「発電設備の所有者」の項目がありますが、落札後に変更することは可能でしょうか。	発電設備の所有者が変更となった場合は、電源等情報の変更が必要となります。また、事業計画書については、事業の実施能力や事業継続の確実性について確認します。事業計画書提出時の確度の高い情報について登録いただくこととしておりますので、事業計画書の発電設備の所有者が変更となった場合においても反映不要です。
238	様式2 事業計画書	2	2.応札電源の名称等の記載項目に、「資金調達計画」の項目がありますが、「うち負債による調達予定額」については、添付書類として提出が必要である金融機関から発行される関心表明書にも記載は必要なのでしょうか。	関心表明書は、資金調達計画（別紙1）の借入金の証憑書類となるため、調達予定額の記載が必要となります。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
239	様式2 事業計画書	2	「資金調達計画」について、「自己資本による調達」と「負債による調達」の違いで、落札電源の決定に差が生じることはないか。いずれかが有利不利ということがないことを確認したい。	落札電源の決定については応札価格により決定されますので、自己資本による調達と負債による調達による差はありません。
240	様式2 事業計画書	2	事業計画書に記載する必要のある調達予定額とは、入札時点で、入札後に調達が必要と見込んでいる金額（予定額）を記載するという理解で良いか。	事業計画書については、事業の実施能力や事業継続の確実性について確認しますので、事業計画書提出時の確度の高い金額（予定額）について登録が必要となります。
241	様式2 事業計画書	2	補助金の受取額について、入札する案件に直接関係する補助金等を受領している場合、過去分も含めて記載するとの理解で良いか	ご理解のとおりです。 なお、サプライチェーン支援・拠点支援制度をご希望する場合は、証憑書類を別途提出頂きます。
242	様式1 容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書	4	資金調達計画で金融機関のプロジェクトファイナンスの実績や関心表明書は何の目的で提出が必要なのか。入札の審査はあくまで価格で勝負する以上、左記の資料提出の必要性が乏しいのではないか。金融機関の事務負担軽減のために、考慮しないのであれば要件としないで頂きたい。	金融機関の関心表明書又はコミットメントレターは、オークションの参加にあたり資金調達の確実性を確認するため提出いただきます。
243	様式1 容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書	4	金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績を証する書類（様式自由）とあるが、蓄電池に関するプロジェクトファイナンスの融資実績を指すのか、又は一般的なプロジェクトファイナンスの融資実績を指すのかご教示頂きたい。	事業計画書は応札時点での事業の実施能力や、事業継続性の確認を目的としているため、事業の継続性が確認できれば何れでも問題ございません。
244	様式1 容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書	4	入札時点では、詳細なデューデリジェンスができないため、借入比率や金融機関の選定が仮の条件となるが、事後的に変った場合にも特にペナルティはない理解でよいか。	事業計画書については、事業の実施能力や事業継続の確実性について確認しますので、事業計画書提出時の確度の高い情報について登録いただきますようお願いいたします。 事後的に変更となった場合においても悪質な場合を除き、ペナルティは設けておりません。
245	様式2 事業計画書	4	「（様式2）事業計画書」の別紙2にて、資金調達計画書を提出する理解ですが、入札時に精緻に調達条件を確定させることは実務上、難しいと考えております。ついては、以下ご教示頂けないでしょうか。 ・資金調達計画書に記載の内容と実際の調達内容に差異があった場合、何か問題が生じますでしょうか。 ・どの項目について、どの程度の差異があった場合に、問題となりますでしょうか。 ・問題が生じる場合、具体的にはどのようなペナルティとなりますでしょうか。	事業計画書については、事業の実施能力や事業継続の確実性について確認致しますので、事業計画書提出時の確度の高い情報について登録いただくこととしておりますので、融資条件が変更となった場合においても変更反映は不要で、ペナルティもございません。
246	様式2 事業計画書	4	資金調達計画のうち、借入形式は当初計画としてコーポレートファイナンスを選択した後、将来的にプロジェクトファイナンス化を志向することも想定される。 当初計画ではコーポレートファイナンスに必要な電源等情報を登録することから、将来プロジェクトファイナンス化に必要な電源等情報（LOI等含む）は不要と考えてよいか。 （理由） 脱炭素電源への投資は多額の資金が必要であることから、資金調達手法の多様化は重要であり、プロジェクトファイナンスでの資金調達は有効な手段である。	

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
247	様式2 事業計画書	4	資金調達計画の内、借入形式は当初計画としてコーポレートファイナンスを選択した後、将来的にプロジェクトファイナンス化する場合、以下の通り記載する方向でいるが、相違ないか。 ・別紙1 資金調達計画の「借入方式」で、「コーポレートファイナンス」と「プロジェクトファイナンス」の両方を選択する。 ・同計画の「当該形式を選択する理由」へ、それぞれを選択する理由の記載と、例えば「当初はコーポレートファイナンスによる調達を行い、(時期・条件等)においてプロジェクトファイナンスへ切り替える予定」を記載する。	
248	様式2 事業計画書	4	資金調達計画に記載する、各調達予定額や、出資比率、借入比率、金融機関名等は、提出締切後に変動・加除があっても、特にペナルティはなく、再提出の必要もないか。	
249	様式2 事業計画書	4	【別紙1】資金調達計画について、匿名組合出資による調達の場合、「自己資本による調達予定額」に行を追加し匿名組合出資である旨、金額、出資者を記載すればいいか確認させていただきたい。	匿名組合出資の場合は、出資金額および出資者を記載のうえ、匿名組合契約書の写しの提出をお願いします。
250	様式2 事業計画書	4	【別紙1】の<添付書類>について、金融機関の関心表明書を電源等情報(事業計画書)の登録期限である11月8日までに取得できない可能性があり、その場合は期待要領の登録期限である12月12日までに提出することで許容頂けないか確認させていただきたい。	基本的に、電源等情報の登録時に必要となる提出書類は、電源等情報の登録期間中に提出して頂きます。ただし、合理的な理由がある場合には提出期限の延長を認める場合があります。
251	様式2 事業計画書	4	別紙1 自己資本による調達予定額 出資者・出資比率に出資者の選定理由の欄があるが、出資者の選定理由は不要ではないか。	事業計画書は応札時点での事業の実施能力や、事業継続性の確認を目的としているため、出資者の選定項目を確認項目としております。
252	様式2 事業計画書	4	「事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な社内手続を経ていること。」とは、具体的にどういったものを求めているか。また、様式自由としているが、様式例を提示頂けないか。	社内で事業実施を自己資金で行う旨の承認を得ていることが確認できる資料の提出をお願いします。様式例の提示については、説明会等で提示することについて検討しております。
253	様式2 事業計画書	4	資金調達計画に関して、プロジェクトファイナンスを利用する場合、金融機関の関心表明書又はコミットメントレターの記載内容による評価上の優劣は無いとの理解で良いか。	本オークションの参加登録にあたり、資金調達計画を含めた事業計画書の提出・確認が行われますが、落札電源の決定方法に用いるものではありません。
254	様式2 事業計画書	4	資金調達計画② 金融機関の関心表明書は金額、融資条件(金利、期間など)については事業計画の検証次第であることから記載する必要ないと理解してよいか?	事業計画書の別紙1資金調達計画の証左であることを満たす内容であれば問題ありません。
255	様式2 事業計画書	4	出資者及び出資比率については受注した暁に参加する意向を有している事業者・パートナーもL/Iと共に、出資比率、金額を記載すること可能か?	事業計画書については、事業の実施能力や事業継続の確実性について確認しますので、事業計画書提出時の確度の高い情報について登録いただくようお願いします。
256	様式2 事業計画書	4	【別紙1】資金調達計画: 総調達予定額には、新設プラントの建設もしくは既設プラントの脱炭素化のための改修にあたり調達する資金額を記載するという理解で良いでしょうか。また、記載額と入札価格に織込んだ建設コストは必ずしも一致しない(一部コストについて、事業者の任意で入札価格の原価に織込まないことも可能)という理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
257	様式2 事業計画書	4	資金調達計画に記載が必要な想定する金融機関については、落札後に変更することは可能なのでしょうか。	事業計画書については、事業の実施能力や事業継続の確実性について確認致しますので、事業計画書提出時の確度の高い情報について登録いただくこととしておりますので、落札後の資金調達計画の変更については反映不要です。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
258	様式2 事業計画書	4	プロジェクトファイナンス以外の場合で、資金調達の添付書類として提出が必要な以下の内容が記載された誓約書は、コンソーシアムの場合においては構成員含めた全ての企業分の誓約書が必要なのでしょうか。あるいは代表企業のみでいいのでしょうか。 ・事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な社内手続を経ていること ・外部（親会社等）からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続	コンソーシアムの場合の誓約書については、代表企業となる参加登録事業者の誓約書が必要となります。
259	様式2 事業計画書	4	金融機関から発行される関心表明書は、登録時は複数行の書面を提出し、落札後においては1社に選定することは可能でしょうか。	事業計画書については、事業の実施能力や事業継続の確実性について確認致します。 事業計画書提出時に複数行との調整がある場合は複数行の書面を提出頂く事が出来ます。
260	様式2 事業計画書	4	「金融機関の関心表明書又はコミットメントレター」について、関心表明書とコミットメントレターの違いで、落札電源の決定に差が生じることはないか。どちらかが有利不利ということがないことを確認したい。	事業計画書は事業の継続性を確認することを目的としておりますので、「金融機関の関心表明書又はコミットメントレター」で事業の継続性を確認することができた場合は、何れかの有利不利はありません。
261	様式2 事業計画書	4	本オークションは、第6章1.落札電源の決定方法ウ及びエに基づく、あくまで応札価格が唯一の落札の基準であり、別紙1 資金調達計画に記載される内容（例えば、プロジェクトファイナンスを使うかコーポレートファイナンスを使うかや、自己資本調達予定額の多寡など）はそれ自体が落札に影響するものではないと理解しております。そのため、金融機関からの関心表明書の記載内容は、あくまで別紙1資金調達計画の証左であることを満たす内容であれば十分と考えるが、相違ないか。	ご理解のとおりです。
262	様式2 事業計画書	4	想定金融機関を記載する場合、代表的な金融機関のみを記載することを認めていただきたい。詳細な調達先については、落札後に調整して決定するため。	事業計画書については、事業の実施能力や事業継続の確実性について確認致します。 上記が確認できれば代表的な金融機関のみで問題ありません。
263	様式2 事業計画書	様式2	発電設備の出力について、「長期脱炭素電源オークションに参加可能な送電端設備容量」は、基本的には送電端設備容量を上限とするが、自家消費・自己託送・特定供給・特定送配電事業者に供出される容量またはこれら容量の当該割合分を除いた数値を記載することとなり、所内電力容量は、「長期脱炭素電源オークションに参加可能な送電端設備容量」と関連がない数値と理解している。蓄電所について、所内電力をすべて系統充電することで考えているが、その場合は、所内電力容量は0kWとして問題ないか。	所内電力を全て系統から受電する場合は、蓄電所としての所内電力はゼロで問題ありません。
264	様式2 事業計画書	別紙1	金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績を証する書類（様式自由）とは、公開可能な一例を示すことで足りるものと理解してよいか。その場合は、誤った理解により事業者が金融機関に対して全融資実績を証する書類を求めてしまい難航する事態を避けるため、一例を示すことで足りる旨を明記いただきたい。	事業計画書は応札時点での事業の実施能力や、事業継続性の確認を目的としているため、一例の金融実績で目的を確認可能であれば、一例で問題ありません。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
265	様式2 事業計画書	別紙1	<p>入札価格のみで落札電源が決定するという前提の下では、借入形式の如何は落札結果に影響しないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、その前提では当初は自社保有・コーポレートファイナンスにより調達する方針であり借入形式にもコーポレートファイナンスにしかチェックをつけていなかったものの、その後資金調達方針が変更となりプロジェクトファイナンスに借入形式が変更となった場合、当初プロジェクトファイナンスにチェックをつけておらずとも変更は可能でしょうか。柔軟な資金調達の検討は入札価格低減につながると考えられるため、変更を認めていただければと存じます。</p>	<p>入札価格により、落札電源が決定されるため、事業計画書を含めた電源等情報の審査結果が合格である場合、借入形式については落札結果に影響しません。</p> <p>また、事業計画書は応札時点での事業の実施能力や、事業継続性の確認を目的としているため、事業計画書承認後の変更は可能であり、再提出や再承認は不要です。</p>
266	様式2 事業計画書	別紙1	<p>添付書類として関心表明書またはコミットメントレターと記載されていますが、関心表明書とコミットメントレターで評価に差はないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、関心表明書の場合の記載事項として、①金融機関名、②融資金額、③融資に関心がある旨、が記載され、かつ、提出した関心表明書における融資金額の合計額が、資金調達計画の総借入額を超過すれば、添付書類として充足するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>本オークションの参加登録にあたり、資金調達計画を含めた事業計画書の提出・確認が行われますが、落札電源の決定方法に用いるものではありません。</p> <p>関心表明書の記載事項は、今後公表予定の業務マニュアル・説明会資料をご確認をお願いします。</p>
267	様式2 事業計画書	2,4	<p>事業計画書の2.応札電源の名称等にて、資金調達計画を記載する欄があり、その詳細は別紙1の資金調達計画にて記載することとあります。ここに記入するのはあくまで入札時の計画値であり、入札後のマクロ経済状況（例：金利の著しい変化に直面した場合等）も鑑みて、制度適用期間前に、又は、制度適用期間中に、資本構成を変更することが可能かどうか明示頂きたい。</p> <p>変更することが可能な場合、どの程度の変更が可能でしょうか。例えば、現状本オークションに係るプロジェクトファイナンスの前例がなく組成可否が不明なため、入札時は100%自己資本とし、落札出来た場合にプロジェクトファイナンスを組成することも可能かなど、明示頂きたい。</p>	<p>事業計画書については、事業の実施能力や事業継続の確実性について確認します。事業計画書提出時の確度の高い情報について登録いただくこととしておりますので、出資比率や構成員の変更については反映不要です。</p>
268	様式2 事業計画書	4	<p>入札のためには、資本費、資本費の内訳、運転維持費、運転維持費の内訳、事業報酬、WACCを示す必要がある理解です。「(様式2) 事業計画書」には、上記を記載する項目がないように思われますが、どのような様式で示すこととなりますでしょうか。</p>	<p>別途、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会より提供されるフォーマットに基づいて、ご提出いただくことになります。</p> <p>(本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)</p>
269	様式3 脱炭素化ロードマップ	様式3	<p>提出すべき脱炭素化ロードマップの粒度について、「LNG専焼火力」の場合でも「火力(水素10%以上混焼、水素専焼)」の場合と同様の粒度が求められるという理解で良いか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>